

発行者情報

【表紙】

【公表書類】

発行者情報

【公表日】

2023年10月20日

【発行者の名称】

株式会社マイファーム
(MY FARM, INC.)

【代表者の役職氏名】

代表取締役 西辻 一真

【本店の所在の場所】

京都府京都市下京区東塩小路町607番地辰巳ビル1階

【電話番号】

075-746-6213 (代表)

【事務連絡者氏名】

執行役員管理本部長 荒川 裕紀

【担当J-Adviserの名称】

アイザワ証券株式会社

【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】

代表取締役社長 藍澤 卓弥

【担当J-Adviserの本店の所在の場所】

東京都港区東新橋一丁目9番1号

【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイト のアドレス】

<https://www.aizawa.co.jp/company/gyoumu/index.html>

【電話番号】

03-6852-7726

【取引所金融商品市場等に関する事項】

当社は、当社普通株式を2023年11月27日にTOKYO PRO Marketへ上場する予定であります。上場に際して特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等を実施しないことから、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第3項の規定により、発行者情報に相当する情報を公表いたします。

なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

【公表されるホームページのアドレス】

株式会社マイファーム
<https://myfarm.co.jp/>
株式会社東京証券取引所
<https://www.jpx.co.jp/>

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時ににおける役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部 【企業情報】

第1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2 【企業の概況】

1 【主要な連結経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次		第16期	第17期（中間）
決算年月		2022年8月	2023年2月
売上高	(千円)	1,830,578	1,008,647
経常利益又は経常損失（△）	(千円)	37,113	△7,925
親会社株主に帰属する当期（中間）純損失（△）	(千円)	△3,028	△46,936
包括利益又は中間包括利益	(千円)	△4,134	△46,936
純資産額	(千円)	270,190	223,254
総資産額	(千円)	1,386,423	1,864,214
1株当たり純資産額	(円)	1,061.65	877.23
1株当たり配当額	(円)	—	—
（うち1株当たり中間配当額）		(—)	(—)
1株当たり当期（中間）純損失（△）	(円)	△11.90	△184.42
潜在株式調整後1株当たり当期（中間）純利益	(円)	—	—
自己資本比率	(%)	19.49	11.87
自己資本利益率	(%)	△1.11	△19.02
株価収益率	(倍)	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△160,800	△231,335
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	14,255	△129,615
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	268,732	508,580
現金及び現金同等物の期末(中間期末)残高	(千円)	470,006	617,635
従業員数	(名)	61	71
〔外、平均臨時雇用者数〕		[131]	[144]

(注) 1. 第16期より連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載しておりません。

2. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第16期の期首から適用しており、第16期に係る主要な連結経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

3. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。

4. 第16期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの当社株式は非上場であり期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり当期純損失を計上しているため、記載しておりません。第17期（中間）の潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり中間純損失を計上しているため、記載しておりません。

5. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、期中の平均人員を（ ）外数で記載しております。

6. 株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づき、第16期（2021年9月1日から2022年8月31日まで）の連結財務諸表及び第17期中間連結会計期間

(2022年9月1日から2023年2月28日まで)の中間連結財務諸表について監査法人グラヴィタスによる監査を受けております。

参考情報

発行者の経営指標等

回次		第14期	第15期	第16期	第17期 (中間)
決算年月		2020年8月	2021年8月	2022年8月	2023年2月
売上高	(千円)	985,465	1,192,364	1,741,143	979,442
経常利益又は経常損失 (△)	(千円)	△63,735	41,794	37,264	△7,405
当期純利益又は当期(中間)純損失(△)	(千円)	△73,883	14,627	△6,464	△46,380
持分法を適用した場合の投資利益	(千円)	—	—	—	—
資本金	(千円)	100,000	100,000	100,000	100,000
純資産額	(千円)	244,969	280,347	273,882	227,501
総資産額	(千円)	1,070,617	1,266,883	1,370,357	1,838,562
1株当たり純資産額	(円)	1,047.99	1,101.56	1,076.16	893.92
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期(中間)純 損失(△)	(円)	△316.07	59.88	△25.40	△182.24
潜在株式調整後1株当たり 当期(中間)純利益	(円)	—	—	—	—
自己資本比率	(%)	22.9	22.1	20.0	12.37
自己資本利益率	(%)	△30.2	5.2	△2.4	△18.5
株価収益率	(倍)	—	—	—	—
配当性向	(%)	—	—	—	—
従業員数 〔外、平均臨時雇用人員〕	(名)	48 〔110〕	51 〔103〕	61 〔129〕	71 〔142〕

- (注) 1. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期(中間)純利益については、潜在株式は存在するものの当社株式は非上場であり期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
3. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。

2 【沿革】

当社の設立以後、現在に至るまでの当社グループにかかる経緯は次のとおりです。

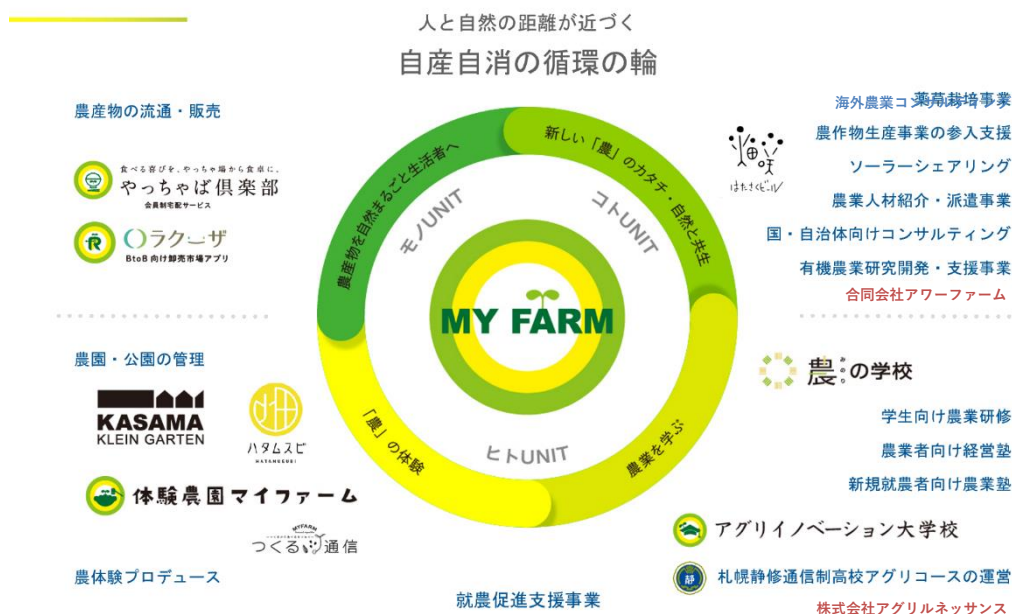
年 月	概要
2007年 9 月	代表取締役の西辻一真が農業関連事業を行うために当社を大阪府高槻市に設立（資本金1,000万円）し体験農園事業を開始
2009年11月	本店を京都府京都市下京区に移転
2011年 4 月	仕事を続けながら週末で農業を学びたい方向けの農業教育事業マイファームアカデミー（現アグリイノベーション大学校）を開始
2013年 8 月	生産者と消費者をつなぐ農産物流通事業開始
2015年 9 月	法人向け農業コンサルティングを開始
2015年11月	体験農園の農園数が100か所突破
2016年 4 月	官公庁向け農業コンサルティング及び地方創生コンサルティングを開始
2016年10月	有料職業紹介事業、一般労働者派遣事業の認可を取得
2017年 4 月	アグリイノベーション大学校が厚労省教育訓練給付金の指定講座に認定
2018年 3 月	アグリイノベーション大学校の累積入学者数が1,000人を突破
2018年 3 月	株式会社ツムラと資本業務提携
2018年 7 月	株式会社やっちゃばマルシェより会員制カタログ通販「やっちゃば倶楽部」を事業譲受
2018年11月	中国上海市に子会社である上海吾亦農業発展有限公司を出資設立
2019年 4 月	兵庫県丹波市にて全日制のオーガニック農業学校「丹波市立 農（みのり）の学校」を開校
2019年 8 月	卸売市場アプリ「ラクーザ」正式版をリリース
2021年 4 月	マイファーム沖縄オフィスを設置
2021年 5 月	学校法人札幌静修学園（札幌静修高等学校）の運営に参画
2021年 8 月	マイファーム福岡オフィスを設置
2021年 9 月	学校法人と当社教育事業を連携させるために株式会社アグリルネッサンスを設立
2022年 3 月	アグリイノベーション大学校及び農の学校の累積入学者数が2,000人を突破
2022年 4 月	茨城県笠間市の滞在型市民農園「笠間クラインガルテン」の指定管理者として運営を開始
2022年 8 月	子会社である上海吾亦農業発展有限公司の株式全部を譲渡
2023年 1 月	マレーシアにおけるドリアン生産事業の運営に関わるため合同会社アワーファームを設立
2023年 3 月	企業・官公庁向け農業コンサルティング及び地方創生コンサルティングの案件数が累計 120 件を突破
2023年 4 月	学校法人札幌静修学園（札幌静修高等学校）の通信制課程におけるアグリコースの運営を開始

3 【事業の内容】

当社グループは、当社、連結子会社である株式会社アグリルネッサンス及び非連結子会社である合同会社アワーファームにより構成されており、「自産自消ができる社会づくり」を行うという理念のもとで人と自然の距離が近づき、理解し合える関係性を築けるような事業を展開しています。この社会づくりが浸透することによって地球との共存を考える人たちが増え、自分たちの食生活を変え、時には職業すら変えてしまうような環境を作り出すことが可能だと考えており、SDGs社会の中で大きな役割を担っていると考えております。

この理念を実現するために、当社グループでは「農業体験農園」、「農業学校」、「自社農場」、「農作物通販」を基礎として展開を行い、さらにそれらを複合的に行うことで「地域活性」「農業参入」といった総合コンサルティング事業を行っております。このそれぞれの事業シナジーを活かすために社内の組織は事業部単位ではなく、「ヒトユニット」（運営事業）、「モノユニット」（流通・販売事業）、「コトユニット」（コンサル・R&D事業）というユニット制によって成り立っており、報告セグメントも同一の区分としております。

当社グループが取り組む事業



当社グループでは、農業に触れる機会がなかった人たちに農業に触れ合う場として「体験農園マイファーム」を通じて「農」に夢中になる機会を提供し、その利用者の中からもっと農業を学びたい人たちには「アグリノベーション大学校」で本格的に農業を学んでもらう機会を提供しています。約1年間の学びを得て、農業を仕事にしたいと思った人には、農地の紹介等の就農サポートを行い、彼らが生産する農作物を買い取る形で直接的支援を行い、自社の通販「やっちゃば倶楽部」等で販売をします。また卒業生の中には独立の道を選ばない卒業生もいるため、彼らには当社での雇用や農作物生産業務の委託をおこなうことで安定収入の機会を提供しています。

なお、当社グループのセグメントと事業内容は下記の通りとなります。

セグメント	事業名	事業内容（概要）
ヒトユニット	農業体験	都市部の休耕地を賃借し、農業体験の場としてリメイクし、一般利用者に月額で農具貸出し・栽培指導等を行う。
	農業教育支援	関東3か所、関西2か所を拠点として仕事を続けながら週末で農業を学びたい方へ向けて、農業の技術や経営に関する知識・理解を深める農業ビジネススクール「アグリイノベーション大学校」を展開。札幌静修高等学校通信制課程でのアグリコースの運営。 株式会社アグリルネッサンスにより、学校法人の商社機能として、学校備品等の仕入・販売、農業・自然教育等のコンサルティング、農業教育におけるセミナーやイベントの実施、教材開発・販売等を展開。
モノユニット	流通事業	スーパー・飲食店へ農作物を直接卸すための、卸売市場アプリ「ラクータ」の運営を行う。 市場の新鮮かつ当社基準を満たす食材を仕入れ、家庭の食卓に届ける会員制通販「やっちゃば倶楽部」を展開。
コトユニット	各種コンサルティング	地方創生コンサルティング： 農林水産省を中心とした各省庁、地方自治体の農業推進事業や地域移住支援、地域活性化を支援する国・自治体向けコンサルティングを行う。 法人コンサルティング： 農業界への新規参入支援や農産物産地開拓、農業事業拡大支援等、併走型の農業コンサルティングを展開。大手医薬品メーカー等への農産物栽培・収穫支援や国内の産地拡大に向けての支援を展開。 海外農業コンサルティング： マレーシア農業関連企業と連携した大規模なドリアン栽培プロジェクトを展開。当該事業の資金調達を行うために合同会社アワーファームを設立。

セグメントにおける各事業の特徴は以下のとおりであります。

(1) ヒトユニット

① 農業体験

都市近郊の休耕地を賃借、リメイクし、農業体験の場として「体験農園マイファーム」を運営しています。これは当社グループ創業の2007年当時から始めたいわば祖業であり、一般利用者から月額料金をいただき、貸農園サービスを行っています。当社グループの貸農園では、有機無農薬栽培、農具の貸出、種や肥料の提供、栽培に関するアドバイスを行っており、初心者の方でも気軽に来園し、安全安心な野菜作りが始められることをコンセプトとしています。自産自消アドバイザー（農園管理人）が巡回管理しており、顧客とのコミュニケーションは勿論、園内や休憩スペースの管理等も行っています。利用料金は、月額5,000円～10,000円程度であり、創業当時は同様のサービスがなかったため、サービスそのものが理解されないことに苦慮しましたが、現在では、競合他社も増えたため、サービスの質の差別化を図ることが求められています。当社グループでは、サービスを提供する地域、サービスを提供する管理者、これらのオリジナリティを出すために農園名は統一せず、管理運営マニュアルも最低限に抑え、農園それぞれが独自性をもった個性のある農園となるよう取り組んでいます。それにより、2023年5月末現在、全国に約120か所の農園を展開し、3,000区画以上の利用者がいますが、その解約率は約25%と低く抑えられており、地域のコミュニティ形成、ファンづくりに成功をしています。

その他、2022年4月より茨城県笠間市の滞在型市民農園「笠間クラインガルテン」の指定管理者として運営しております。



(体験農園での利用者収穫風景)



(体験農園内での作物の様子)



(体験農園を活用した音楽フェス)

② 農業教育支援

関東3か所、関西2か所を拠点として仕事を続けながら週末で農業を学びたい方へ向けて、農業の技術や経営に関する知識・理解を深める農業ビジネススクールを展開しています。アグリイノベーション大学校は、2011年に立ち上げたマイファームアカデミーを前身として、2013年から始まった社会人向け週末開講の農業学校です。カリキュラムは、「農業技術」、「農業経営」、「農場実習」の3つから構成しています。「農業技術」は就農を目指すにあたっての基礎知識を、「農業経営」は生産・流通・販売・その他アグリビジネスといった多様で体系的な学びを提供しています。「農場実習」では、神奈川、千葉、埼玉、京都、大阪に農場があり、年間40種類以上の野菜の栽培管理技術や土作り、農業機械操作などを学ぶことができます。農業界で活躍する農業家や経営者を講師として招き、受講生が本格的な実学を学べる学校です。現在は卒業生が農の学校（後述）とも併せると2,000名を超えており、新規就農者やアグリビジネスを立ち上げる方、畑を趣味として楽しまれる方、流通や販売に転職する方など様々なタイプの卒業生を輩出しています。この卒業生の活躍や実績がアグリイノベーション大学校の一番の価値や強みと捉え、現役生との繋がりや卒業生同士の繋がり、マイファームの他事業との繋がりを構築することで、事業を強化することができます。

その他、兵庫県丹波市にて全日制的オーガニック農業学校「丹波市立 農（みのり）の学校」、札幌静修高等学校通信制課程でのアグリコース、株式会社アグリルネッサンスにより学校法人の商社機能として学校備品等の仕入・販売、農業・自然教育等のコンサルティング、農業教育におけるセミナーやイベントの実施、教材開発・販売等を展開しております。



(大人の仲間が見つかる学校)



(土に触れるリカレント教育)



(講師は実際のプロ農家)

(2) モノユニット

① 卸売市場アプリ「ラクーザ」について

2013年より開始した農産物流通事業は、産直という手法で生産者からダイレクトにスーパー・飲食店へ配送を行う事業であり、プラットフォームである卸売市場アプリ「ラクーザ」の開発により、購入者がアプリ登録生産者を検索し、アプリ登録生産者は購入者へ営業アプローチをかける形でマッチングを行い、結果的にアップセルを果たしました。本発行者情報公表日現在において、アプリ登録生産者は3,000名以上、購入者は200社以上を抱えるマッチングアプリになっています。



(「ラクーザ」で野菜を出荷する生産者)



(アプリ登録者は全国の産地から出荷)

② 会員制通販「やっちゃば倶楽部」について

2018年に築地魚河岸やっちゃば倶楽部という他社の事業を譲渡により取得をして肉と野菜を加えた総合カタログ通販としてスタートをした事業です。有料会員は1,600名程度でスーパーでは買えないような希少価値の高い日常品を取りそろえており、「ゆっくり食べる家族団らん食卓」を目指し、カタログやWeb、SNS等を活用し、ストーリー性や生産者の想いを伝える挑戦をしています。



(豊洲の目利き衆が吟味した新鮮な商品をお届け)



(出張料理人サービスも展開)

(3) コトユニット

各種コンサルティングについて

全国で異業種から農業参入を行う企業が増加している背景もあり、2015年よりコンサルティング事業を提供しています。これまで実施した支援事業は、新たな資材開発のサポート、各種市場調査・生産者実態調査支援、産地拡大・仕入拡大に関するコンサルティング、スマート農業の導入サポート、農業法人立ち上げに関する各種コンサルティング、有機栽培への転換支援、東南アジアにおける栽培改善、仕入れ拡大支援、各省庁や地方自治体と連携した農業事業推進など多岐にわたります。また、農業分野での土地活用サポート、農業サービスの収益化コンサルティング、営農指導など、日本で培ったノウハウを活かして海外で事業も展開するなど、当社グループの既存事業（教育、人材、体験、流通、生産、海外）における知見やリソースをフル活用することで、他社ではできない支援が可能になり、毎年新たな案件を受託し、業務領域も広がっています。

その他、大手医薬品メーカー等への農産物栽培・収穫支援や国内の産地拡大に向けての支援を行っております。



(薬草の委託栽培を展開)



(ソーラーシェアリング支援)

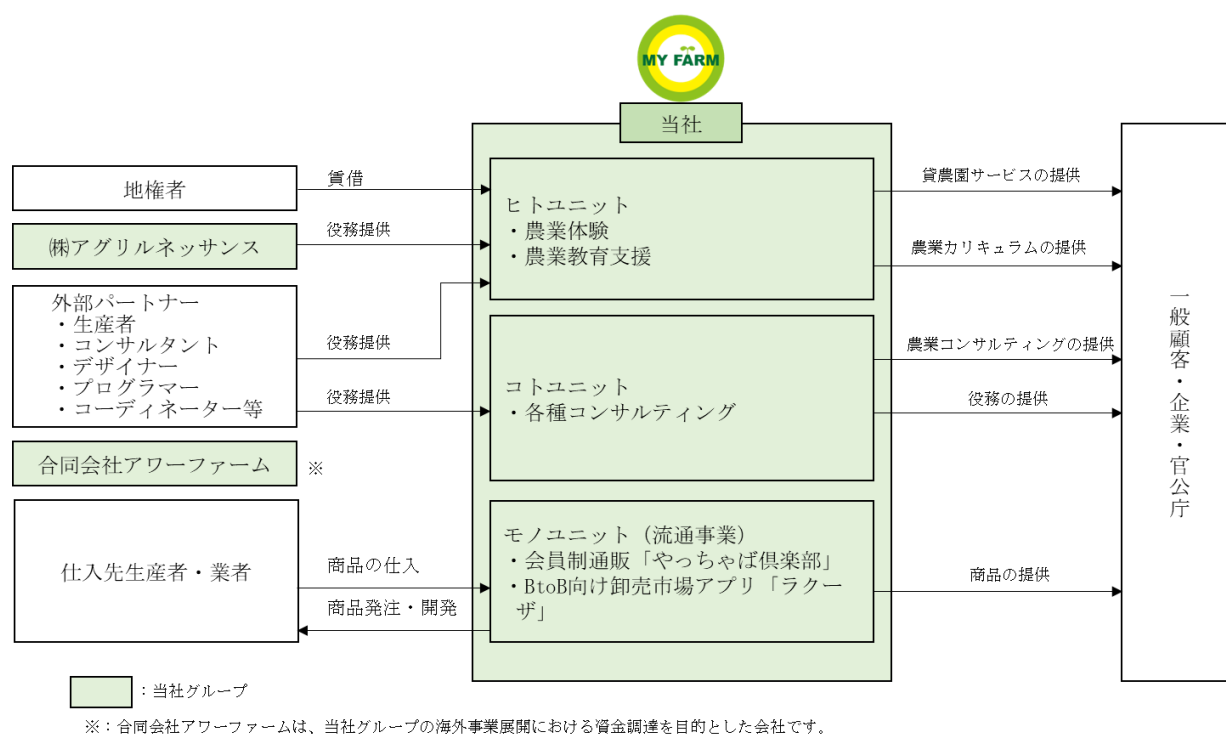


(海外でのドリアン栽培支援)



【事業系統図】

以上の説明を事業系統図によって示すと次のようになります。



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は 出資金 (千円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社アグリルネッサンス	北海道札幌市 中央区	1,000	ヒトユニット	100.0	役員の兼任 2名

- (注) 1. 「主要な事業の内容欄」には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。
2. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2023年8月31日現在

セグメントの名称	従業員数 (名)
ヒトユニット (農業体験・農業教育支援)	33 [114]
モノユニット (流通事業)	7 [8]
コトユニット (各種コンサルティング)	23 [33]
その他	15 [3]
合計	78 [158]

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマー)は、最近1年間の平均人員を〔〕外数で記載しております。
2. その他には経営企画室、管理本部等の管理部門が含まれております。

(2) 発行者の状況

2023年8月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
79 [156]	37	3.5	4,398

2023年8月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
ヒトユニット(運営事業)	33 [112]
モノユニット(流通事業)	7 [8]
コトユニット(コンサル・R&D事業)	23 [33]
その他	15 [3]
合計	78 [156]

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(契約社員、パートタイマー)は、最近1年間の平均人員を〔〕外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。育児やその他本人の希望により勤務時間および日数を個別に取り決めた時短勤務の就業人員を除き算出しております。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

当社グループは前連結会計期間において連結財務諸表を作成していないため、前年同期との比較分析は行っておりません。

なお、文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において、当社グループが判断したものであります。

(1) 業績

第16期連結会計年度（自2021年9月1日至2022年8月31日）

当連結会計年度の我が国経済は、昨年に引き続き新型コロナウイルス感染症拡大の影響による社会経済活動の停滞が見られました。経済活動のレベルが段階的に引き上げられているものの、新型コロナウイルス感染症の拡大が懸念される状況が続いております。また、海外における地政学的リスクの影響を受け、国内経済の先行きは極めて不透明な状況にあります。

このような環境下において、当社グループは各事業の成長と効率化に向けた施策を進めて参りました。その結果、体験農園においては全拠点黒字化を達成しました。また、対面授業が中心だったアグリイノベーション大学校においては、オンライン講義の整備が進んだことで、次世代型の講義運営が適いましたが、新型コロナウイルスの影響により入学者数の減少、新たな事業展開による先行投資により、収益を圧迫する結果となりました。コンサル事業においては、規模及び件数の拡大に対して、早期に人的リソースを確保することで、売上の大幅拡大、営業利益の成長を実現いたしました。加えて、新規事業へも積極的に取り組んでおり、長期滞在型菜園であるクライנגアルテンの運営を茨城県笠間市にて開始いたしました。また、社内においては、新型コロナウイルス感染症対策を徹底し、従業員とステークホルダーの皆様の安全と健康を第一に考え、テレワークの推進をはじめとした感染防止対策に取り組ましました。

これらの結果、当連結会計年度の業績は、売上高1,830,578千円、営業利益53,849千円、経常利益37,113千円、親会社株主に帰属する当期純損失3,028千円となりました。

セグメント別の業績は次のとおりです。

① ヒトユニット：売上高519,709千円、セグメント損失92,141千円

ヒトユニットでは、農業体験、農業教育支援などを実施しています。農業体験においては、「野菜作りは楽しい」を広め、多くの人が自産自消を楽しむ社会を作るため、全国に約120か所の農園を展開しています。当連結会計年度は、創業以来はじめて全農園黒字化を達成し、創業以来最多の会員・農園数を記録し、新しいライフスタイルに合わせた事業として進化を続けています。

兵庫県下で最も多く新規就農者を輩出している同県丹波市において運営している全日制農業学校「農の学校」事業は、事業開始から4年が経過しました。

農業教育支援では、これから農業生産やアグリビジネスへの参画を志す社会人などを対象に、「農業の経営と技術に関する学び」を提供する事業で、全国に新規就農者や農業に関わる分野の起業家を多く輩出しています。当連結会計年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響によるアグリイノベーション大学校への入学者数の減少、新たな事業展開による先行投資により、収益を圧迫する結果となりました。

② モノユニット：売上高437,973千円、セグメント損失29,486千円

モノユニットは、流通・小売事業を展開し、「自産自消のできる社会」において、自然の産物を丸ごと食べ、作物に感謝をする、という理念を具体化する事業です。特にアグリイノベーション大学校の卒業生や、講師である生産者の方の農産物を中心に販売活動を行ってきました。2019年より卸売市場アプリ「ラクーザ」を導入し、仕組みを拡大する試験的活動をおこなっておりますが、残念ながら、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言等の発令を受け、飲食店の営業停止や時短営業による仕入れ控えが進み、ラクーザにおいて主力となる販売先が減少する状況となり、収益を圧迫する結果となりました。

さらに小売事業である会員制通販「やっちゃば倶楽部」においては、「お家ごはん」を推奨する特需景気の影響を受け増収傾向であったものの、当連結会計年度は同業他社の参入が大幅に増えて市場が飽和状態であり、翌連結会計年度は事業の精査を行い、筋肉質な組織を再度構築して時代を先取りする顧客開拓を行ってまいります。

③ コトユニット：売上高 868,681 千円、セグメント利益 184,291 千円

コトユニットは、農業に関連する各種コンサルティングを行っております。法人向けコンサルティング事業は、主に企業や農業法人に対し、当社グループ全体の事業を連携させた複合的なサービスを提案し、農業参入や産地形成、研究開発等のコンサルティング業務を受託しています。当連結会計年度においては、農業参入支援や産地育成に関する新しい案件を複数受注するとともに、受託している既存案件の業務範囲も広がりました。また、農林水産省・厚生労働省や沖縄県などの地方自治体からの委託事業・補助事業についても採択を受け、より高度なレベルが要求される大型案件の運営及びコンサルティング業務を提供することができました。

農産物栽培・収穫支援として、主に茨城県、千葉県において大手医薬品メーカー等に対する農産物栽培・収穫支援を実施しています。栽培作物は生薬が中心で、その他加工用トマト、ニンニクなど数種類の農産物の栽培支援を行っています。

当連結会計年度において、農林水産大臣から複数府県において認定農業者としての認定を受けたことにより、農地取得や各市町村との連携において、より円滑な農業経営が実施可能となりました。また、活動実績が認められたことにより、新潟県柏崎市より本地域における農業政策の立案を任せられ、それにより当社グループにおいて、新しい農村政策についての知見を得るに至りました。

第 17 期中間連結会計期間（自 2022 年 9 月 1 日至 2023 年 2 月 28 日）

当中間連結会計期間の我が国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大による社会経済活動の停滞から回復の傾向にあるものの、インフレによる消費者物価上昇のため経済活動はまだまだ低迷が続いております。また、海外における地政学的リスクの影響を受け、国内経済の先行きは極めて不透明な状況にあります。このような環境下において当社は、体験農園、農業者育成事業の集客に注力し、また、農業コンサルティング事業の積極的な獲得に努めました。

これらの結果、当中間連結会計期間の業績は、売上高 1,008,647 千円、営業損失 5,320 千円、経常損失 7,925 千円、親会社株主に帰属する中間純損失 46,936 千円となりました。

セグメント別の業績は次のとおりです。

① ヒトユニット(運営事業)：売上高 325,791 千円、セグメント損失 24,512 千円

ヒトユニットでは、農業体験、農業教育支援などを実施しています。農業体験においては、「野菜作りは楽しい」を広め、多くの人が自産自消を楽しむ社会を作るため、農園を全国に約 120 か所を展開しています。創業以来の会員・農園数を更新しており、新しいライフスタイルに合わせた事業として進化を続けています。

農業教育支援は、これから農業生産やアグリビジネスへの参画を志す社会人などを対象に、「農業の経営と技術に関する学び」を提供する事業で、全国に新規就農者や農業に関わる分野の起業家を多く輩出しています。当中間連結会計期間においては、引き続き新たな事業への先行投資を行っていることやアグリイノベーション大学のリブランディングによるコスト増により収益を圧迫する結果となりました。

また、兵庫県丹波市において運営している全日制農業学校「農の学校」事業は、事業開始から 5 年が経過しました。兵庫県下で最も多く新規就農者を輩出している地域として丹波市が取り上げられ、その成果は「農の学校」の実績であるという評価を得て、全国でも注目されています。

② モノユニット：売上高 231,498 千円、セグメント損失 53,203 千円

モノユニットは、流通・小売事業を展開し、「自産自消のできる社会」において、自然の産物を丸ごと食べ、作物に感謝をする、という理念を具体化する事業です。特にアグリイノベーション大学の卒業生や、講師である生産者の方の農産物を中心に販売活動を行ってきました。当中間連結会計期間においては、既存購入者における購入金額及び単価の減少、原価率の上昇、他社 EC との競走環境激化により収益を圧迫する結果となりました。

さらに、小売事業であるカタログ通販事業「やっちゃば倶楽部」においては「家族で囲みたくなる食卓」をスローガンに、アレルギーを持つ家族、ペットや赤ちゃんがいる家族にも訴求できるような商品構成を心掛け会員確保と販路拡大を目指しております。

③ コトユニット：売上高 444,733 千円、セグメント利益 103,528 千円

コトユニットは、農業に関する各種コンサルティングを展開しています。法人向けコンサルティング事業は、主に企業や農業法人に対し、当社グループ全体の事業を連携させた複合的なサービスを提案し、農業参入や産地形成、研究開発等のコンサルティング業務を受託しています。当中間連結会計期間においては、農業参入支援や産地育成に関する新しい案件を複数受注するとともに、受託している既存案件の業務範囲も広がりました。また、農林水産省・厚生労働省や沖縄県などの地方自治体からの委託事業・補助事業についても採択数も拡大し、より高度なレベルが要求される大型案件の運営およびコンサルティング業務を提供することができました。

また農産物栽培・収穫支援として、主に茨城県、岩手県、千葉県において大手医薬品メーカー等への農産物栽培・収穫支援を引き続き実施しています。

(2) キャッシュ・フローの状況

第 16 期連結会計年度（自 2021 年 9 月 1 日至 2022 年 8 月 31 日）

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は 470,006 千円となりました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次の通りであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動による資金の減少は 160,800 千円となりました。主な理由は前受金の減少額 165,949 千円によるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動による資金の増加は 14,255 千円となりました。主な理由は貸付金の回収による収入 43,044 千円によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動による資金の増加は 268,732 千円となりました。主な理由は長期借入れによる収入 242,000 千円、社債の発行による収入 150,000 千円によるものです。

第 17 期中間連結会計期間（自 2022 年 9 月 1 日至 2023 年 2 月 28 日）

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は 617,635 千円（前連結会計年度末比 147,628 千円増加）となりました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次の通りであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動による資金の減少は 231,335 千円となりました。主な理由は売上債権の増加額 248,627 千円によるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動による資金の減少は 129,615 千円となりました。主な理由は預け金の預入れによる支出 118,801 千円によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動による資金の増加は 508,580 千円となりました。主な理由は短期借入金の増加額 239,171 千円、長期借入れによる収入 281,000 千円によるものです。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

該当事項はありません。

(2) 受注実績

当社は提供するサービスの性格上、受注実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

(3) 販売実績

第16期連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	第16期連結会計年度 (自2021年9月1日 至2022年8月31日)	前年同期比 (%)
ヒトユニット (千円)	519,709	—
モノユニット (千円)	437,973	—
コトユニット (千円)	868,681	—
その他 (千円)	4,214	—
合計	1,830,578	—

- (注) 1. セグメント間取引については相殺消去しております。
 2. 当社グループは、当連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、前年同期との比較分析は行っていません。
 3. 主な相手先別の販売実績及び総販売実績に対する割合は次のとおりです。

相手先	第16期連結会計年度 (自2021年9月1日 至2022年8月31日)	
	販売高 (千円)	割合 (%)
農林水産省 (千円)	738,977	40.4

第17期中間連結会計期間の販売実績を示すと、次のとおりです。

セグメントの名称	第17期中間連結会計期間 (自2022年9月1日 至2023年2月28日)	前年同期比 (%)
ヒトユニット (千円)	325,791	—
モノユニット (千円)	231,498	—
コトユニット (千円)	444,733	—
その他 (千円)	6,623	—
合計	1,008,647	—

- (注) 1. セグメント間取引については相殺消去しております。
 2. 当社グループは、当中間連結会計期間より中間連結財務諸表を作成しているため、前年同期との比較分析は行っていません。
 3. 主な相手先別の販売実績及び総販売実績に対する割合は次のとおりです。

相手先	第 17 期中間連結会計期間 (自 2022 年 9 月 1 日 至 2023 年 2 月 28 日)	
	販売高 (千円)	割合 (%)
農林水産省 (千円)	438,032	43.4

3 【対処すべき課題】

(1) 人材の育成及び確保

当社グループの事業の拡大及び多様化に伴い、優秀な人材の確保および育成が必要となっております。優秀な人材確保のため、今後は積極的な人材募集を行うとともに、サービス品質向上のため教育体制の強化を図ってまいります。

(2) コーポレート・ガバナンス体制及び内部管理体制の強化

当社グループは持続的な成長を実現できる確かな経営基盤を確立するために業務運営管理やリスク管理、コンプライアンス体制をはじめとする内部管理体制の強化に努めてまいります。内部管理体制の整備と適切な運用を推進し、内部統制の実効性を高めるとともに、コーポレート・ガバナンス体制の強化に取り組んでまいります。

(3) 財務基盤の強化

当社グループは官公庁への取引拡大や新たな役務の提供に取り組むため、手許資金の流動性確保が重要であると認識しております。このため、金融機関との良好な取引関係の構築や、資金調達の多様化、内部留保の確保を行い、財務基盤の強化を図ってまいります。

(4) 収益の多様化

当社グループ全体の総売上高のうち、農林水産省に対する売上高の割合が高く、当該販売先への販売金額は、2022年8月期において、当社の販売金額の40.4%、2023年2月期では当社の販売金額の43.4%となっております。現時点において取引関係等に支障を来す事象は生じておらず、当社グループとしては今後も継続的な取引が維持されるものと見込んでおります。今後は、同省に対する売上高の依存度を下げるべく、他の取引先との事業拡大、新規事業への取組み等により収益の多様化を図ることにより、リスクの低減に努める方針であります。

(5) ブランド力の向上

当社グループのモノユニットでの事業活動において、更なる農作物等の流通・販売の拡大と中長期的な成長を実現するためには、ブランド力の向上が必要不可欠と考えております。当社グループは卸売市場アプリ「ラクーザ」、会員制通販の「やっちゃば倶楽部」というブランドを有しております。各ブランドの強みを活かし、幅広いお客様に価値を提供できるように、グループ全体でさらなるブランド力の向上に取り組んでまいります。

4 【事業等のリスク】

当社グループの事業及び業績に重要な影響を与える可能性がある事項を記載しております。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項につきましても、重要であると考えられる事項につきましては、積極的な情報開示の観点から以下に示しております。当社グループは、これらのリスク発生の可能性を十分に認識したうえで、その発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。なお、文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社グループが判断したものであり、将来において発生の可能性があるすべてのリスクを網羅するものではありません。

(1) 事業環境によるリスクについて

① 競合について

当社グループにおけるモノユニットにおいて展開している農作物・食品の流通・販売は、参入障壁が低く、多くの企業が参入していることもあり、競合サービスが増加する可能性があります。また、優れた競合企業の登場、競合企業によるサービス改善や付加価値が高いビジネスモデルの出現等により、当社グループの競争力が低下する可能性があります。当社グループの事業、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。当社グループでは今後も明確に他社との差別化を進めて、引き続き事業の拡大及び競争力の維持・強化に努めてまいります。

② 自然災害について

大規模な地震、台風、水害等の、当社グループによる予測が不可能かつ突発的な自然災害によって、当社グループの事業活動が制限され、当社グループの事業、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。当社グループ各拠点が直接被災しない場合であっても、当社グループが事業活動を展開している貸農園等圃場が被災することにより、損害を被る場合があります。また、販売・流通している農産物の生産者、食品の仕入先が被災することにより、顧客に商品をお届けできないことが発生する可能性があります。併せて、自然災害等の発生によって、個人消費の意欲の低下といった副次的な影響により、当社グループの事業、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。このようなリスクについて予見することは困難ですが、リスクは常に存在すると認識しております。

③ 海外市場について

当社グループは、事業拡大戦略の一環として、海外展開を行ってまいります。進出にあたっては、現地の市場動向や関連法令の有無・内容等に関する調査を行い、慎重な判断を行っておりますが、今後、予期しない法規制の変更、政情不安等による社会的混乱等のリスクが顕在化し、当初の計画どおりに事業展開が進展しなかった場合には、当社グループの事業、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。なお、当該リスクが顕在化した場合に当社の経営成績等の状況に与える影響につきましては、合理的に予見することが困難であるため、記載しておりません。

(2) 事業に関するリスクについて

① 貸農園におけるリスク

当社グループのヒトユニットで展開している農業体験は、所有者より農地を賃借し、一般利用者に農地の貸し出しを行っております。このため、所有者による農地の売却、相続等により農地の所有者が変更になった場合、貸農園を閉鎖しなければならない状況も想定され、この場合、当初想定通りの業績が見込めなくなる可能性があります。農地売却や相続発生時の影響を最小限に抑える為に既存農地所有者への定期フォローを行い、早期対応ができる体制を整えております。また、新規農園の開拓については当社へのお問い合わせに加えて、地方自治体との連携により農地活用希望の地権者や空地情報の取得等による開園に向けた営業活動を展開しております。

② 農産物・食品の安全性について

当社グループのモノユニットにおいて、販売した農産物・食品について、食中毒、異物混入など安全性が疑われる問題が生じた場合、企業としての社会的信用に影響を及ぼし、当社グループの事業、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。当社グループでは生産物賠償責任保険の加入に加え、食品衛生管理者の設置、従業員の健康状態の確認や手洗い・消毒の励行などにより、安全な商品を提供するための衛生管理を徹底しております。

③ 新規事業について

当社グループは、今後も事業規模の拡大及び収益基盤の強化のため、新サービスもしくは新規事業の展開に積極的に取り組んでまいりますが、これにより、人材の採用や追加的な投資が発生し、安定的な収益を生み出すには時間を要することがあります。また、新サービス、新規事業の展開が当初の計画通りに進まない場合には、投資を回収できなくなる可能性があること、新サービス、新規事業の内容によっては固有のリスク要因が加わる可能性や、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。なお、これらのリスクが顕在化した場合に当社の経営成績等の状況に与える影響につきましては、合理的に予見することが困難であるため、記載しておりません。

④ 特定販売先（農林水産省）への依存について

当社における販売は、農林水産省への販売割合が高く、当該販売先への販売金額は、2022年8月期において、当社の販売金額の40.4%、2023年2月期では当社の販売金額の43.4%となっております。当該販売先からの農業支援における委託事業・補助事業の採択数が拡大したことが主な要因となっております。当該販売先の採択数の減少、政策の変更等により取引が減少した場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 投融資について

当社グループは、新たな事業への展開や既存事業の強化、収益源の多様化、事業展開の加速化等を目的として、国内外を問わず、出資、子会社設立、合弁事業の展開、アライアンス、M&A等を含む各種の投融資を行っていく方針です。投融資先の状況及びそれに伴うリスク等を慎重に検討した上で投融資を実行し、出資後も定期的なモニタリングを継続実施していきます。しかしながら、これらの投融資の影響を確実に予測することは困難であり、事業環境の変化等により投資有価証券・関係会社株式や貸付金について、必要に応じて評価損を計上する、持分法の適用対象とする、引当金を計上する等の措置を取る必要が発生し、当社グループの事業、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 財政状態に関するリスク

① 有利子負債への依存と金利変動の影響について

当社グループは、事業拡大のための資金を金融機関からの借入に依存しており、当連結会計年度末における総資産に対する有利子負債依存度は、63.6%となっております。新規及び借り換え時の資金調達において金融機関等との折衝が滞り資金の調達に支障が生じた場合には、当社グループの財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。また、当社グループの当連結会計年度末における有利子負債残高は882百万円となっております。当該資金を主として変動金利に基づく借入金等により調達しているため、金利変動により当社グループの財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

② 為替変動の影響について

当社グループは海外企業と取引を行っており、取引は現地通貨建てとなっております。海外事業の展開に伴い現地通貨建て取引、米ドル取引が拡大する見通しであることから、円/現地通貨及び円/米ドルの為替レートの変動リスクが発生いたします。為替変動リスクは完全に排除することは困難であり、為替変動は当社グループの業績に影響を及ぼすことがあります。

(4) 組織体制について

① 特定の経営者への依存について

代表取締役西辻一真は当社の創業者であり、経営方針や事業戦略等について、経営の重要な役割を果たしております。現在、当社グループでは同氏に過度に依存しないよう、内部管理体制の整備、人材の育成等体制の整備に努めておりますが、現在の状況においては、何らかの理由により、同氏が当社の業務を遂行することが困難となった場合には、当社グループの事業活動及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

② 人材確保・育成について

当社グループが継続的に成長するためには、優秀な人材を確保し、継続的に育成していくことが必要となります。少子高齢化や労働人口の減少等、雇用環境の変化が急速に進む中で、人材の獲得や育成等が計画通りに進まなかった場合には、当社グループの成長や業績に影響を及ぼす可能性があります。当社グループといたしましては、グローバルな人材の登用や社内外の各種教育研修の実施などを進めており、人材確保及び育成のための取組みをさらに強化・

充実させてまいります。

(5) 法的規制について

① 農地法及び関連法規について

当社グループは、農地法で規定された農地所有適格法人ではないため、農地の取得が認められておりません。なお、以前は農地保護を目的とした農地法による規制により、一般の事業会社は農地を借りることもできませんでしたが、現在は、規制緩和の流れを受けた過去数度の農地法及び関連法規の改正によって一般事業会社が農地を借りることが可能になり、規模拡大が進めやすくなっております。しかしながら、今後の新たな農地法及び関連法規の改正の動向が当社グループの事業展開や業績に影響を与える可能性があります。

② 個人情報の保護について

当社グループは、貸農園のユーザー、会員制通販における会員登録情報をはじめとする個人情報を保有しており、「個人情報の保護に関する法律」の適用を受けております。これらの個人情報については、個人情報保護宣言、個人情報保護に関する基本方針及び個人情報保護基本規程を制定し、社内教育と管理体制の構築を行っております。しかしながら、何らかの理由でこれらの個人情報が外部に流出し、悪用されるといった事態が発生した場合には、当社の財政状態及び経営成績並びに企業としての社会的信用に影響を及ぼす可能性があるため、特に重要なリスクと認識しております。

③ 訴訟に関するリスク

当社グループは、事業に関わる各種法令を遵守するとともに、知的財産権の適正な使用、契約条件の明確化、相手方との協議の実施等により紛争の発生を未然に防ぐよう努めています。現在当社グループに重要な影響を及ぼす訴訟等は提起されていません。しかしながら、重大な訴訟等が発生した場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響をもたらす可能性があります。

(6) その他のリスクについて

① 配当政策に関するリスク

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題として認識しております。配当政策の基本方針としましては、収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実状況及び企業を取り巻く事業環境を勘案したうえで、株主に対して安定的かつ継続的な利益還元を実施する方針であります。現状は配当を行っておりません。今後は、内部留保を積み上げ、将来的な経営成績及び財政状態を勘案しながら、株主への配当を目指していく方針であります。

② 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社は、当社取締役及び従業員に対するインセンティブを目的とし、新株予約権を付与しております。これらの新株予約権が権利行使された場合には、既存の株主が保有する株式の価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。なお、本書提出日現在における新株予約権による潜在株式数は14,250株であり、発行済株式総数269,500株の5.3%に相当しております。

③ 税務上の繰越欠損金の解消

当社は、当事業年度末時点で税務上の繰越欠損金が存在しており、今後当面の期間は、法人税等の税負担が軽減されることが予想されます。ただし、課税所得の計上等の要因により当該繰越欠損金が解消した場合は、通常の税率に基づく税負担が生じることとなり、当社の当期純利益およびキャッシュ・フローに悪影響を及ぼす可能性があります。

④ J-Adviserとの契約について

当社は、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketの上場予定企業です。

当社は、2022年10月1日にアイザワ証券株式会社との間で、担当J-Adviser 契約(以下「当該契約」といいます。)を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当J-Adviserを確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Marketから上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりであります。

なお、本発行情報公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser契約解除に関する条項>

当社(以下「甲」という。)が次のいずれかに該当する場合には、アイザワ証券株式会社(以下「乙」という。)はJ-Adviser契約(以下「本契約」という。)を即日無催告解除することができる。

(1) 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合(上場後3年間において債務超過の状態となった場合を除く。)において、1年以内(審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日(当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日)までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。)に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産業競争力強化法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合(乙が適当と認める場合に限る。)には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算(上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。)の内容を開示するまでの間において、再建計画(本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。)を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の(a)及び(b)に定める書面に基づき行うものとする。

(a) 次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

- イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面
- ロ 産競法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)を行う場合 当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面
- ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合 当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

(b) 規程第311条第1項第5号ただし書に規定する1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

(2) 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合。

(3) 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合(甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合 甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
- b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合 甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日(事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日)
- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関す

る合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。） 甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

(4) 前号に該当することとなった場合においても、甲が次の a から c までに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

a 次の (a) 又は (b) に定める場合に従い、当該 (a) 又は (b) に定める事項に該当すること。

(a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

(b) 甲が前号 c に規定する合意を行った場合 当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

b 当該再建計画に次の (a) 及び (b) に掲げる事項が記載されていること。

(a) TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。

(b) 前 a の (a) に規定する見込みがある旨及びその理由又は同 (b) に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないこと認められるものでないこと。

(5) 事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の (a) 又は (b) に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日

(a) TOKYO PRO Marketの上場株券等

(b) 特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等

b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）

c 甲が、a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第3号bの規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

(6) 不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、iの2 非上場会社を子会社とする株式交付、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又はiからviiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合

(7) 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により甲の支配株主（甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

(8) 発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合

(9) 虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

- b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- (10) 法令違反及び上場契約違反等
甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合。
- (11) 株式事務代行機関への委託
甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合
- (12) 株式の譲渡制限
甲が TOKYO PRO Market に上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。
- (13) 完全子会社化
甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合
- (14) 指定振替機関における取扱い
甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合
- (15) 株主の権利の不当な制限
甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。
- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）
- d TOKYO PRO Market に上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
- e TOKYO PRO Market に上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が TOKYO PRO Market に上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が 30% を超える第三者割当に係る決議又は決定。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。
- (16) 全部取得
甲が TOKYO PRO Market に上場している株券に係る株式の全部を取得する場合。
- (17) 株式等売渡請求による取得
特別支配株主が甲の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。
- (18) 株式併合
甲が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を 1 株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合
- (19) 反社会的勢力の関与
甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market の市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。
- (20) その他
前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し、合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。詳細につきましては、「第6【経理の状況】1【連結財務諸表等】(1)【連結財務諸表】【注記事項】(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)」に記載のとおりであります。

(2) 財政状態の分析

第16期連結会計年度（自 2021年9月1日 至 2022年8月31日）

当社グループは、当連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、前連結会計年度末との比較は省略してあります。

(流動資産)

当連結会計年度末における流動資産の残高は942,962千円となりました。主な内訳は、現金及び預金470,006千円、売掛金及び契約資産380,609千円であります。

(固定資産)

当連結会計年度末における固定資産の残高は439,529千円となりました。主な内訳は、有形固定資産98,989千円、ソフトウェア135,615千円、長期貸付金149,586千円であります。

(流動負債)

当連結会計年度末における流動負債の残高は502,165千円となりました。主な内訳は、短期借入金143,338千円、1年内返済予定の長期借入金99,882千円、契約負債92,765千円であります。

(固定負債)

当連結会計年度末における固定負債の残高は614,067千円となりました。主な内訳は、社債220,000千円、長期借入金388,888千円であります。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産は、270,190千円となりました。その内訳は、資本金100,000千円、資本剰余金165,719千円、利益剰余金4,470千円であります。

第17期中間連結会計期間（自 2022年9月1日 至 2023年2月28日）

(流動資産)

当中間連結会計期間末における流動資産の残高は1,480,726千円となり、前連結会計年度末に比べ537,763千円増加しました。これは主に売掛金及び契約資産が248,627千円増加したことによるものであります。

(固定資産)

当中間連結会計期間末における固定資産の残高は378,745千円となり、前連結会計年度末に比べ60,784千円減少

しました。これは主に建設仮勘定が8,600千円及びソフトウェアが14,279千円がそれぞれ減少したことと、貸倒引当金が37,900千円増加したことによるものであります。

(流動負債)

当中間連結会計期間末における流動負債の残高は756,031千円となり、前連結会計年度末に比べ253,866千円増加しました。これは主に短期借入金が166,329千円増加したことによるものであります。

(固定負債)

当中間連結会計期間末における固定負債の残高は884,928千円となり、前連結会計年度末に比べ270,861千円増加しました。これは主に長期借入金が230,287千円増加したことによるものであります。

(純資産)

当中間連結会計期間末における純資産の残高は240,260千円となり、前連結会計年度末に比べ29,929千円減少しました。これは主に親会社株主に帰属する中間純損失の計上によるものです。

(3) 経営成績の分析

「1【業績等の概要】(1)業績」に記載のとおりであります。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因

「4【事業等のリスク】」に記載のとおりであります。

(5) キャッシュ・フローの分析

「1【業績等の概要】(2)キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

(6) 運転資本

上場予定日(2023年11月27日)から12ヶ月間の運転資本は、自己資金及び借入れによる資金調達が可能であることから十分であると認識しております。

(7) 経営者の問題意識と今後の方針について

「3【対処すべき課題】」に記載のとおりであります。

第4 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

第16期連結会計年度（自 2021年9月1日 至 2022年8月31日）

当連結会計年度中において重要な影響を及ぼす設備の投資、除却又は売却はありません。

第17期中間連結会計期間（自 2022年9月1日 至 2023年2月28日）

当中間連結会計期間に実施しました設備投資額は11,550千円となりました。

その主なものは、下記の通りであります。

セグメント名称	区分	名称	開設年月
ヒトユニット	改装	笠間クラインガルテン	2022年10月

なお、当中間連結会計期間中において重要な影響を及ぼす設備の除却、売却はありません。

2 【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次の通りであります。

第17期中間連結会計期間（自 2022年9月1日 至 2023年2月28日）

（1） 発行者

2023年2月28日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の 内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (名)
			構築物	工具、器 具及び備 品	ソフトウ エア	合計	
農園（茨城 県神栖市ほ か）	ヒトユニット コトユニット	農園設備	61,666	14,763	—	76,429	49 [130]
東京オフィ ス(東京都港 区)	ヒトユニット モノユニット コトユニット	業務システム	—	—	121,217	121,217	58 [138]

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 従業員数は就業人員数であり、平均臨時雇用者数を〔 〕外書きしております。

（2） 国内子会社

2023年2月28日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(千円)		従業員数 (名)
				車両運搬具	合計	
(株)アグリル ネッサンス	北海道札幌市 中央区	ヒトユニット	車両	4,321	4,321	— [2]

(注) 現在休止中の主要な設備はありません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第5 【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	連結会計年度末現在発行数(株) (2022年8月31日)	公表日現在発行数(株) (2023年10月20日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	500,000	230,500	254,500	269,500	非上場	単元株式数 100株
計	500,000	230,500	254,500	269,500	—	—

(注) 1. 2023年6月30日開催の臨時株主総会決議により定款の一部変更を行い、同日付で100株を1単元とする単元株制度を採用しています。

2. 未発行株式数には新株予約権の行使により発行される予定の普通株式14,250株が含まれています。

3. 当社は、2023年5月17日開催の取締役会において、自然電力株式会社を割当先とする第三者割当てにより新たに15,000株を発行いたしました。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりです。

① 第3回新株予約権 (2014年2月1日取締役会決議)

	最近事業年度末現在 (2022年8月31日)	公表日の前月末現在 (2023年9月30日)
新株予約権の数(個)	350 (注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	3,500 (注) 1	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,000 (注) 2	同左
新株予約権の行使期間	2014年3月1日～2027年12月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格2,000 資本組入額1,000	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、10株であります。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により株式数を調整するものとする。ただし、調整による1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

2. 新株予約権割当後、当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、株式分割又は株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使金額} = \text{調整前行使金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合、次の算式により調整される

ものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使金額} = \text{調整前行使金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分) 株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行(処分) 前の1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分) 株式数}}$$

3. 新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、新株予約権の行使時において、当社又は当社関係会社の取締役もしくは従業員の状態にあることを要するものとする。ただし、当社又は当社関係会社の取締役を任期満了により退任した場合、また、定年により退職した場合、その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。また、新株予約権者の相続人による権利行使は認めないものとする。
4. 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社の株主総会で承認された場合、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転の議案が当社の株主総会で承認された場合には、当社は、本新株予約権を無償で取得することができる。

② 第6回新株予約権（2020年7月6日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 (2022年8月31日)	公表日の前月末現在 (2023年9月30日)
新株予約権の数(個)	500(注)1	同左
新株予約権の内自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	5,000(注)1	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,000(注)2	同左
新株予約権の行使期間	2022年7月6日～2032年7月6日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格2,000 資本組入額1,000	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、10株であります。

なお、新株予約権を割り当てる日以降に当社が株式分割又は株式併合を行った場合には、次の算式により対象株式数は調整される。ただし、調整による1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

2. 新株予約権割当後、当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、株式分割又は株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使金額} = \text{調整前行使金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株式の発行若しくは自己株式の処分を行った場合、又は株式無償割当を行った場合には、次の算式により調整を行い、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使金額} = \text{調整前行使金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分) 株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行(処分) 前の1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分) 株式数}}$$

3. 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社又は当社関係会社の取締役もしくは従業員の状態にあることを要するものとする。ただし、当社又は当社関係会社の取締役を任期満了により退任した場合、また、定年により退職した場合、その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。また、新株予約権者の相続人による権利行使は認めないものとする。
4. 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社の株主総会で承認された場合、又は、当社が完全子会

社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転の議案が当社の株主総会で承認された場合には、当社は、本新株予約権を無償で取得することができる。

③ 第7回新株予約権（2020年7月6日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 (2022年8月31日)	公表日の前月末現在 (2023年9月30日)
新株予約権の数(個)	350(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	3,500(注)1	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,500(注)2	同左
新株予約権の行使期間	2022年7月6日～2032年7月6日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格2,500 資本組入額1,250	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する条項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、10株であります。

なお、新株予約権を割り当てる日以降に当社が株式分割又は株式併合を行った場合には、次の算式により対象株式数は調整される。ただし、調整による1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

2. 新株予約権割当後、当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、株式分割又は株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使金額} = \text{調整前行使金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株式の発行若しくは自己株式の処分を行った場合、又は株式無償割当を行った場合には、次の算式により調整を行い、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使金額} = \text{調整前行使金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行(処分)前の1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社又は当社関係会社の取締役もしくは従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、当社又は当社関係会社の取締役を任期満了により退任した場合、また、定年により退職した場合、その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。また、新株予約権者の相続人による権利行使は認めないものとする。

4. 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社の株主総会で承認された場合、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転の議案が当社の株主総会で承認された場合には、当社は、本新株予約権を無償で取得することができる。

④ 第8回新株予約権（2022年3月16日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 (2022年8月31日)	公表日の前月末現在 (2023年9月30日)
新株予約権の数（個）	2,400（注）1	1,950（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	2,400（注）1	1,950 （注）1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	10,000（注）2	同左
新株予約権の行使期間	2024年3月17日～2032年3月16日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格10,000 資本組入額5,000	同左
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4	同左

（注） 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

なお、新株予約権を割り当てる日以降に当社が株式分割又は株式併合を行った場合には、次の算式により対象株式数は調整される。ただし、調整による1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

2. 新株予約権割当後、当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、株式分割又は株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使金額} = \text{調整前行使金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株式の発行若しくは自己株式の処分を行った場合、又は株式無償割当を行った場合には、次の算式により調整を行い、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使金額} = \text{調整前行使金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行(処分)前の1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社又は当社関係会社の取締役もしくは従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、当社又は当社関係会社の取締役を任期満了により退任した場合、また、定年により退職した場合、その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。また、新株予約権者の相続人による権利行使は認めないものとする。
4. 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社の株主総会で承認された場合、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転の議案が当社の株主総会で承認された場合には、当社は、本新株予約権を無償で取得することができる。

⑤ 第9回新株予約権（2022年3月16日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 (2022年8月31日)	公表日の前月末現在 (2023年9月30日)
新株予約権の数（個）	300（注）1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	300（注）1	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	10,000（注）2	同左
新株予約権の行使期間	2022年3月16日～2032年3月16日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格10,000 資本組入額5,000	同左
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4	同左

（注） 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

なお、新株予約権を割り当てる日以降に当社が株式分割又は株式併合を行った場合には、次の算式により対象株式数は調整される。ただし、調整による1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

2. 新株予約権割当後、当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、株式分割又は株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使金額} = \text{調整前行使金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株式の発行若しくは自己株式の処分を行った場合、又は株式無償割当を行った場合には、次の算式により調整を行い、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使金額} = \text{調整前行使金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分) 株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{\text{新規発行(処分) 前の1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分) 株式数}}$$

3. 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社又は当社関係会社の取締役もしくは従業員に地位にあることを要するものとする。ただし、当社又は当社関係会社の取締役を任期満了により退任した場合、また、定年により退職した場合、その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。また、新株予約権者の相続人による権利行使は認めないものとする。
4. 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社の株主総会で承認された場合、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転の議案が当社の株主総会で承認された場合には、当社は、本新株予約権を無償で取得することができる。

(2) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高(千 円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
2020年8月28日 (注) 1	—	233,750	△222,000	100,000	△70,646	218,853
2020年9月1日～ 2021年8月31日(注) 2	20,750	498,250	20,750	230,750	—	437,706
2021年8月28日 (注) 3	—	254,500	△20,750	100,000	△53,134	165,719
2023年5月31日 (注) 4	15,000	269,500	97,500	197,500	97,500	263,219

- (注) 1. 財務体質の健全化と将来の剰余金の配当など株主還元策が実施できる状態にするため、会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額を減少し、利益剰余金に振り替えたものであります。(減資割合: 68.9%)
2. 新株予約権の行使による資本金の増加であります。
3. 財務体質の健全化と将来の剰余金の配当など株主還元策が実施できる状態にするため、会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額を減少し、利益剰余金に振り替えたものであります。(減資割合: 41.5%)
4. 有償の第三者割当増資によるものです。
- | | |
|-------|----------|
| 発行価格 | 13,000円 |
| 資本組入額 | 6,500円 |
| 割当先 | 自然電力株式会社 |

(6) 【所有者別状況】

2023年8月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地 方公共 団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	—	—	25	—	—	17	42	—
所有株式数 (単元)	—	—	—	1,851	—	—	844	2,695	—
所有株式数 の割合 (%)	—	—	—	68.68	—	—	31.32	100	—

(注) 2023年7月5日付で定款変更を行い、100株を1単元とする単元株制度を導入しております。

(7) 【大株主の状況】

第四部【株式公開情報】第3【株主の状況】に記載のとおりです。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2023年8月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 269,500	2,695	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	269,500	—	—
総株主の議決権	—	2,695	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストック・オプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

第3回新株予約権

決議年月日	2014年1月31日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3
新株予約権の目的となる株式の種類	(2) 【新株予約権等の状況】に記載しております
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(2) 【新株予約権等の状況】に記載しております

第6回新株予約権

決議年月日	2020年7月6日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取引先 1
新株予約権の目的となる株式の種類	(2) 【新株予約権等の状況】に記載しております
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(2) 【新株予約権等の状況】に記載しております

第7回新株予約権

決議年月日	2020年7月6日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 2 当社従業員 2
新株予約権の目的となる株式の種類	(2) 【新株予約権等の状況】に記載しております
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(2) 【新株予約権等の状況】に記載しております

第8回新株予約権

決議年月日	2022年3月16日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役4（注） 当社従業員5（注）
新株予約権の目的となる株式の種類	(2) 【新株予約権等の状況】に記載しております
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(2) 【新株予約権等の状況】に記載しております

(注) 付与対象者のうち、退職による権利喪失等により、本発行者情報公表日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社取締役3名及び当社従業員4名となっております。

第9回新株予約権

決議年月日	2022年3月16日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取引先 1
新株予約権の目的となる株式の種類	(2) 【新株予約権等の状況】に記載しております
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(2) 【新株予約権等の状況】に記載しております

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】該当事項はありません。

- (1) 【株主総会決議による取得の状況】
該当事項はありません。
- (2) 【取締役会決議による取得の状況】
該当事項はありません。
- (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】
該当事項はありません。
- (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】
該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、財務体質の強化と事業拡大のための内部留保の充実等を図ることが重要であると考え、過去において配当を行っていませんが、株主に対する利益還元も経営の重要課題であると認識しております。

今後の配当政策の基本方針としましては、収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実状況及び企業を取り巻く事業環境を勘案したうえで、株主に対して安定的かつ継続的な利益還元を実施する方針であります。

当事業年度につきましては、事業展開と経営体質強化のため必要な内部留保を確保すべく、配当を実施していません。内部留保資金については、将来の事業展開と経営基盤の強化のための資金として有効に活用していく所存であります。

なお、当社は、剰余金の配当を行う場合には、年1回の期末に行うことを基本方針としており、期末配当の決定機関は株主総会にあります。また、当社は中間配当を取締役会決議により行うことができる旨を定款に定めております。

4 【株価の推移】

当社株式は非上場であるため、該当事項はありません。

5 【役員の状況】

男性7名 女性1名 (役員のうち女性の比率12.5%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	報酬	所有株式数(株)
代表取締役	—	西辻 一真	1982年6月28日生	2006年4月 株式会社ネクスウェイ入社 2007年9月 当社 設立 代表取締役(現任) 2021年4月 一般社団法人有機農産物協会 代表理事(現任) 2021年11月 学校法人札幌静修学園 理事長(現任)	(注) 3	(注) 5	18,900
専務取締役	—	浪越 隆雅	1984年7月22日生	2008年4月 株式会社リクルートHRマーケティング(現 株式会社リクルートジョブズ)入社 2011年4月 当社 入社 2013年2月 当社 執行役員 2013年4月 当社 専務取締役(現任)	(注) 3	(注) 5	—
取締役	コトユニット長	石原 北斗	1983年5月28日生	2009年4月 富士通商株式会社 入社 2012年4月 当社 入社 2017年3月 当社 アグライノバージョン 大学学校校長(現任) 2018年4月 当社 コトユニット長(現任) 2020年10月 株式会社ファーマーミゴ 代表取締役(現任) 2020年11月 当社取締役(現任) 2022年11月 株式会社アグリルネッサンス 取締役(現任) 2023年1月 合同会社アワーファーム 職務執行者(現任) 2023年6月 株式会社ベクターホールディングス社外取締役(現任)	(注) 3	(注) 5	—
取締役	—	北村 誠	1967年6月19日生	1990年4月 株式会社ツムラ 入社 2017年4月 四川川村中薬材有限公司 副総経理 2017年4月 株式会社ツムラ 生薬業務部長 2018年4月 深圳津村薬業有限公司 董事 2019年4月 LAO TSUMURA CO., LTD. 取締役(現任) 2020年4月 株式会社ツムラ 経営企画室長(現任) 2023年4月 株式会社ツムラ コーポレート・コミュニケーション室長(現任) 2020年11月 当社 取締役(現任)	(注) 3	(注) 5	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有株式数(株)
取締役	—	林 久美	1960年2月1日生	1978年4月 2020年3月 2020年10月 2020年11月	京都商工会議所 入社 京都商工会議所 定年退社 有限会社あきしの 取締役 当社 取締役 (現任)	(注) 3	(注) 5	—
常勤 監査役	—	谷 則男	1962年8月18日生	2010年3月 2010年6月 2014年6月 2014年8月 2015年1月 2020年11月 2021年5月 2022年11月	当社 入社 農事組合法人サンファーマー 城陽 代表理事(現任) 京都やましろ農業協同組合 理事(現任) 城陽市農業委員会 会長 (現任) 当社 取締役副社長 当社 常勤監査役 (現任) 株式会社ファームゴ 監査役 (現任) 株式会社アグリルネッサンス 監査役(現任)	(注) 4	(注) 5	10,000
監査役	—	末松 広行	1959年5月28日生	1983年4月 2002年3月 2006年10月 2007年7月 2008年4月 2009年4月 2010年7月 2014年4月 2015年8月 2016年6月 2018年7月 2020年8月 2021年1月 2021年6月 2021年10月 2021年12月 2021年12月 2022年4月	農林水産省 入省 総理大臣官邸 内閣参事官 農林水産省 大臣官房 環境政策課長 同省 大臣官房 企画評価課長 同省 大臣官房 食料安全保障課長 同省 大臣官房 政策課長 同省 林野庁 林政部長 同省 関東農政局長 同省 農村振興局長 経済産業省 産業技術環境局長 農林水産省 農林水産事務次官 同省 退官 東京農業大学 農生命科学研究所 教授 SBIホールディングス株式会社 社外取締役 (現任) TREホールディングス株式会社 社外取締役 (監査等委員) (現任) 株式会社ネクシーズグループ 社外取締役 (監査等委員) (現任) 当社 監査役 (現任) 東京農業大学 総合研究所教授 (現任)	(注) 4	(注) 5	500

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有株式数(株)
監査役	—	本木 賢太郎	1980年4月30日生	2002年4月	監査法人トーマツ 入所 (現：有限責任監査法人トーマツ)	(注) 4	(注) 5	—
				2014年3月	有限責任監査法人トーマツ退所			
				2014年4月	AGRI法律会計事務所 代表パートナー (現任)			
				2019年3月	当社 監査役 (現任)			
計								29,400

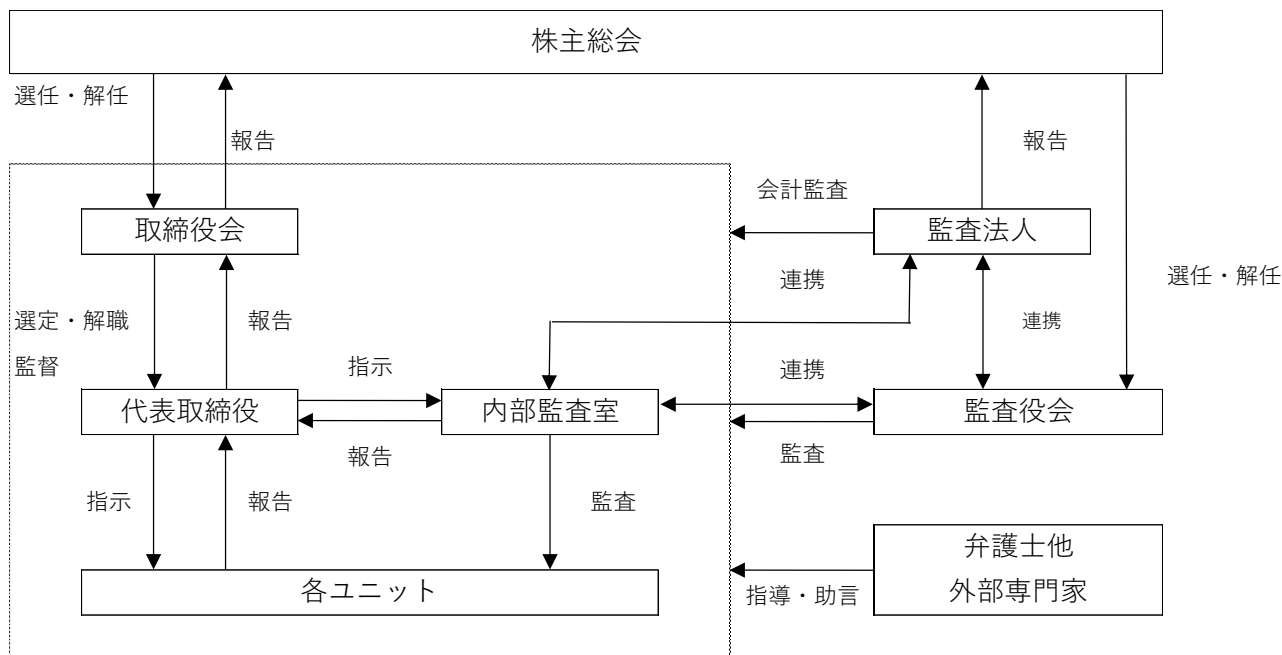
- (注) 1. 取締役北村誠及び林久美は、社外取締役であります。
2. 監査役末松広行及び本木賢太郎は、社外監査役であります。
3. 取締役の任期は、2021年11月24日開催の定時株主総会終結の時から2023年8月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 監査役の任期は、2022年11月24日開催の臨時株主総会終結の時から2026年8月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
5. 2022年8月期における役員報酬の総額は35,637千円を支給しております。
6. 当社では、担当業務に高いスキルを持つ人材を活用し、更なる業容・事業拡大を図るために執行役員制度を導入しております。取締役を兼務していない執行役員の役名、主な職名及び氏名は次のとおりであります。

役職名	氏名
執行役員 ヒトユニット長	萩原 航
執行役員 管理本部長	荒川 裕紀
執行役員 人事総務部長	橋本 晶子

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンス体制（模式図）



① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営環境が急速に変化する中で企業が安定的に成長・発展するためには、経営の効率性、健全性、透明性を高めていくことが必要不可欠と考えております。そのため、コーポレート・ガバナンスを拡充・徹底することが最重要課題と認識しております。

また、今後の社会環境の変化や法令等の施行に応じて、コーポレート・ガバナンスの実効性を高めるために必要な見直しを行い、ステークホルダーの皆様に対し公正な経営情報の開示の適正性を確保してまいります。

② 会社の機関の内容

イ. 取締役会

当社の取締役会は、5名の取締役（うち社外取締役2名）で構成されております。

取締役会は、法令、定款及び株主総会決議に基づき、取締役会規程その他の当社諸規程等の会社運営の基礎となる諸基準を整備し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を確保しております。

なお、定例取締役会が毎月1回、その他必要に応じて臨時取締役会が開催され、経営に関する重要事項を決定しております。

取締役は、会社の業務執行状況を取締役会に報告するものとしており、これをもとに、取締役会は取締役の職務執行を監督しております。

ロ. 監査役会

当社の監査役会は、常勤監査役1名、非常勤監査役2名（うち社外監査役2名）で構成されております。

監査役会は、監査役会規程に基づき、取締役の業務執行状況を適正に監査しております。また、監査役は取締役会に出席し、取締役の職務の執行状況を監視するとともに、適宜必要な意見を述べております。

ハ. 会計監査

当社は、監査法人グラヴィタスと監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき監査を受けております。なお2022年8月期において監査を執行した公認会計士は木田稔氏、飯田一紀氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。

また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士2名及びその他3名の合計5名であります。なお、当社と監査に従事する監査法人、公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

③ 内部統制システムの整備の状況

当社は、職務権限規程の遵守により、業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めております。

④ 内部監査及び監査役監査の状況

当社は、専任1名による内部監査室を設置し、内部監査を実施しております。内部監査室は内部監査計画を立案し、その計画に基づき社内各部署（子会社を含む）の業務執行の法令、定款及び社内規程の遵守性について監査を行っております。内部監査担当者は監査結果について内部監査報告書を作成し、代表取締役に対し報告し、必要な場合には業務改善報告書を提出することで業務改善を図る体制をとっております。また、監査役は、内部監査担当者より監査実施状況について随時報告を受けるとともに、代表取締役及び監査法人と定期的に意見交換を行い、取締役会への出席以外の場においても課題・改善事項について情報共有し、監査役監査の実効性を高めることとしております。

⑤ リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、リスク管理の主管部署として管理本部が情報の一元化を行っております。また、当社は企業経営及び日常の業務に関して、必要に応じて弁護士等の複数の専門家から経営判断上の参考とするためのアドバイスを受ける体制をとっております。

⑥ 社外取締役及び社外監査役の状況

当社は社外取締役2名、社外監査役2名選任しております。社外取締役及び社外監査役は、業務執行の妥当性、適法性を客観的に評価は正する機能を有しており、取締役会等重要会議における当社経営の重要な意思決定の場に参加し、客観的及び中立的な立場で助言及び提言することで、当社経営の透明性の確保に重要な役割を担っております。

社外取締役北村誠は、上場企業における企業経営の経験や知見が豊富であり、かつ、当社事業にも知見を有していることから社外取締役に選任いたしました。なお、本発行者情報公表日現在、同氏と当社との間で人的関係、資本的關係、取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役林久美は、企業経営に関するアドバイザー及び経営者としての経験や知見が豊富であり、当社経営の透明性確保に資するものと判断し、社外取締役に選任いたしました。なお、本発行者情報公表日現在、同氏と当社との間で人的関係、資本的關係、取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役末松博之は、当社の重要な取引先である農林水産省での長年にわたる職務遂行と企業経営で培った豊富な経験と知見があり、当社業務執行の妥当性及び適法性を客観的に評価は正する機能を強化するものと判断し、社外監査役に選任いたしました。なお、本発行者情報公表日現在、同氏は当社の普通株式500株を保有しておりますが、それ以外に同氏と当社との間で人的関係、資本的關係、取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役本木健太郎は、弁護士として企業法務に関する幅広い見識と豊富な経験を有し、かつ、公認会計士として企業財務及び会計に関する相当程度の知見を有していることから、社外監査役に選任いたしました。なお、本発行者情報公表日現在、同氏と当社との間で人的関係、資本的關係、取引関係その他の利害関係はありません。

なお、当社は、社外取締役及び社外監査役の独立性に関する基準、方針について特段の定めはありませんが、選任に際しては、客観的、中立的な経営監視機能が十分に発揮されるよう、取引関係等を考慮した上で、選任を行っております。

⑦ 役員報酬の内容

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる役員の 員数(人)
		基本報酬	賞与	ストック・オプション	
取締役 (社外役員を除く)	28,527	28,527	—	—	4
監査役 (社外役員を除く)	3,600	3,600	—	—	1
社外役員	3,510	3,510	—	—	4

(注) 上記の表には、2023年4月30日をもって辞任した取締役1名を含んでおります。

⑧ 取締役及び監査役の定数

当社の取締役は9名以内、監査役は5名以内とする旨を定款で定めております。

⑨ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

⑩ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑪ 取締役及び監査役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できる環境を整備するため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠った取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除できる旨を定款に定めております。

⑫ 社外取締役及び社外監査役との責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を社外監査役と締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低限度額としております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

⑬ 株式の保有状況

(i) 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、もっぱら株式の価値の変動又は株式にかかる配当によって利益を受けることを目的に取得した株式を、純投資目的の投資株式、それ以外の目的で取得した株式を純投資目的以外の目的である投資株式と区分しております。

(ii) 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、取引先企業との業務提携や協業の展開等による取引の強化を目的とし、将来の採算性や成長性の検証結果を踏まえ、当社グループの企業価値の向上に資すると判断した場合に、当該取引先企業の株式を取得し、純投資目的以外の目的である投資株式として、中長期的に保有する方針としております。

純投資目的以外の目的である投資株式の取得後は、個別の当該企業との対話、業務提携や協業の展開等における進捗状況の確認を定期的に行い、当該企業及び当社グループの中長期的な企業価値向上への

寄与、経済的合理性や関係強化等の観点から、保有効果について検証し、適宜取締役会へ報告しております。

b 銘柄数及び連結貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	連結貸借対照表計上額の合 計額 (千円)
非上場株式	3	31,650
非上場株式以外の株式	—	—

(iii) 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

⑭ 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。関連当事者取引については、取引の際に取締役会の承認を必要といたします。このような運用を行うことで、関連当事者取引を取締役会において適時把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

区分	最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
発行者	11,400	—
連結子会社	—	—
計	11,400	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の事業規模及び監査日数、業務内容等の監査計画に基づき監査法人と協議の上決定しております。

第6 【経理の状況】

1 連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第6項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。
- (3) 当社は、前連結会計年度（2020年9月1日から2021年8月31日）の連結財務諸表を作成していないため、前連結会計年度に係る比較情報は記載しておりません。

2 中間連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の中間連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第6項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

3 監査証明について

- (1) 当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、当連結会計年度（2021年9月1日から2022年8月31日まで）の連結財務諸表について、監査法人グラヴィタスによる監査を受けております。
- (2) 当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、当中間連結会計期間（2022年9月1日から2023年2月28日まで）の中間連結財務諸表について、監査法人グラヴィタスによる監査を受けております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

当連結会計年度
(2022年8月31日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	470,006
売掛金及び契約資産	※1 380,609
商品	7,408
前払費用	24,947
未収還付消費税等	20,221
その他	40,998
貸倒引当金	△1,228
流動資産合計	942,962
固定資産	
有形固定資産	
建物附属設備 (純額)	1,971
構築物 (純額)	63,405
機械及び装置 (純額)	4,112
車両運搬具 (純額)	8,193
工具、器具及び備品 (純額)	12,707
建設仮勘定	8,600
有形固定資産合計	※2 98,989
無形固定資産	
のれん	3,257
ソフトウェア	135,615
その他	7,266
無形固定資産合計	146,139
投資その他の資産	
投資有価証券	31,650
長期貸付金	149,586
繰延税金資産	26,864
その他	19,969
貸倒引当金	△33,670
投資その他の資産合計	194,400
固定資産合計	439,529
繰延資産	
社債発行費	3,931
繰延資産合計	3,931
資産合計	1,386,423

(単位：千円)

当連結会計年度
(2022年8月31日)

負債の部

流動負債

買掛金	43,945
短期借入金	143,338
一年内返済予定の長期借入金	99,882
一年内償還予定の社債	30,000
未払金	42,718
未払費用	37,276
未払法人税等	2,370
契約負債	92,765
賞与引当金	2,500
その他	7,368
流動負債合計	502,165

固定負債

社債	220,000
長期借入金	388,888
長期未払金	5,179
固定負債合計	614,067

負債合計

1,116,232

純資産の部

株主資本

資本金	100,000
資本剰余金	165,719
利益剰余金	4,470
株主資本合計	270,190

純資産合計

270,190

負債純資産合計

1,386,423

【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

当中間連結会計期間
(2023年2月28日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	624,635
売掛金及び契約資産	629,236
商品	43,236
前払費用	25,433
未収還付消費税等	3,929
預け金	118,801
その他	36,667
貸倒引当金	△1,213
流動資産合計	1,480,726
固定資産	
有形固定資産	
建物附属設備 (純額)	3,899
構築物 (純額)	61,959
機械及び装置 (純額)	4,133
車両運搬具 (純額)	7,710
工具、器具及び備品 (純額)	15,051
有形固定資産合計	※1 92,754
無形固定資産	
のれん	1,628
ソフトウェア	121,336
その他	9,239
無形固定資産合計	132,205
投資その他の資産	
投資有価証券	31,650
長期貸付金	147,486
繰延税金資産	26,864
その他	19,355
貸倒引当金	△71,570
投資その他の資産合計	153,785
固定資産合計	378,745
繰延資産	
社債発行費	4,742
繰延資産合計	4,742
資産合計	1,864,214

(単位：千円)

当中間連結会計期間
(2023年2月28日)

負債の部

流動負債

買掛金	13,418
短期借入金	309,667
一年内返済予定の長期借入金	162,346
一年内償還予定の社債	44,000
未払金	81,935
未払費用	42,322
未払法人税等	834
契約負債	70,923
賞与引当金	7,000
その他	23,583
流動負債合計	756,031

固定負債

社債	261,000
長期借入金	619,175
長期未払金	4,753
固定負債合計	884,928

負債合計

1,640,960

純資産の部

株主資本

資本金	100,000
資本剰余金	165,719
利益剰余金	△42,465
株主資本合計	223,254

純資産合計

223,254

負債純資産合計

1,864,214

② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自 2021年9月1日 至 2022年8月31日)	
売上高	※1	1,830,578
売上原価		797,176
売上総利益		1,033,402
販売費及び一般管理費	※2	979,553
営業利益		53,849
営業外収益		
受取利息		209
受贈益		2,844
その他		1,603
営業外収益合計		4,657
営業外費用		
支払利息		9,768
保険解約損		8,431
その他		3,193
営業外費用合計		21,392
経常利益		37,113
特別損失		
貸倒引当金繰入額		33,670
投資有価証券評価損	※3	20,199
関係会社株式売却損		10,120
固定資産除却損	※4	644
特別損失合計		64,634
税金等調整前当期純損失(△)		△27,520
法人税、住民税及び事業税		2,371
法人税等調整額		△26,864
法人税等合計		△24,492
当期純損失(△)		△3,028
親会社株主に帰属する当期純損失(△)		△3,028

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自 2021年9月1日 至 2022年8月31日)	
当期純損失(△)		△3,028
その他の包括利益		
為替換算調整勘定		△1,106
その他の包括利益合計	※1	△1,106
包括利益		△4,134
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益		△4,134

【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	当中間連結会計期間 (自 2022年9月1日 至 2023年2月28日)
売上高	※1 1,008,647
売上原価	456,722
売上総利益	551,925
販売費及び一般管理費	※2 557,245
営業利益	△5,320
営業外収益	
受取利息	81
その他	5,390
営業外収益合計	5,471
営業外費用	
支払利息	5,386
社債利息	1,199
社債発行費償却	525
支払保証料	834
その他	131
営業外費用合計	8,076
経常利益	△7,925
特別損失	
貸倒引当金繰入額	37,900
特別損失合計	37,900
税金等調整前中間純損失 (△)	△45,825
法人税、住民税及び事業税	1,110
法人税等調整額	—
法人税等合計	1,110
中間純損失 (△)	△46,936
親会社株主に帰属する中間純損失 (△)	△46,936

【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	当中間連結会計期間 (自 2022年9月1日 至 2023年2月28日)
中間純損失(△)	△46,936
中間包括利益	△46,936
(内訳)	
親会社株主に係る中間包括利益	△46,936

③【連結株主資本等変動計算書】

当連結会計期間(自 2021年9月1日 至 2022年8月31日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	100,000	165,719	7,498	273,218
当期変動額				
親会社株主に帰属する当期純損失(△)	—	—	△3,028	△3,028
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	△3,028	△3,028
当期末残高	100,000	165,719	4,470	270,190

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	1,106	1,106	274,324
当期変動額			
親会社株主に帰属する当期純損失(△)	—	—	△3,028
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△1,106	△1,106	△1,106
当期変動額合計	△1,106	△1,106	△4,134
当期末残高	—	—	270,190

【中間連結株主資本等変動計算書】

当中間連結会計期間(自 2022年9月1日 至 2023年2月28日)

(単位：千円)

	株主資本				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
当期首残高	100,000	165,719	4,470	270,190	270,190
当中間期変動額					
親会社株主に帰属する中間純損失(△)	—	—	△46,936	△46,936	△46,936
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	—	—	—	—	—
当中間期変動額合計	—	—	△46,936	△46,936	△46,936
当中間期末残高	100,000	165,719	△42,465	223,254	223,254

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当連結会計年度	
(自 2021年9月1日	
至 2022年8月31日)	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前当期純損失(△)	△27,520
減価償却費	49,571
貸倒引当金の増減額(△は減少)	31,814
賞与引当金の増減額(△は減少)	△1,350
支払利息	9,768
固定資産除却損	644
投資有価証券売却損	10,120
投資有価証券評価損	20,199
売上債権の増減額(△は増加)	△74,003
棚卸資産の増減額(△は増加)	△636
仕入債務の増減額(△は減少)	20,403
前受金の増減額(△は減少)	△165,949
その他	△23,879
小計	△150,819
利息の支払額	△9,768
法人税等の支払額	△212
営業活動によるキャッシュ・フロー	△160,800
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△22,747
無形固定資産の取得による支出	△5,046
貸付金の回収による収入	43,044
連結範囲の変更を伴う子会社株式の売却による支出	△996
投資活動によるキャッシュ・フロー	14,255
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の増減額(△は減少)	8,715
長期借入れによる収入	242,000
長期借入金の返済による支出	△95,983
社債の発行による収入	150,000
社債の償還による支出	△36,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	268,732
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	122,186
現金及び現金同等物の期首残高	347,820
現金及び現金同等物の期末残高	※1 470,006

【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当中間連結会計期間 (自 2022年9月1日 至 2023年2月28日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前中間純損失 (△)	△45,825
減価償却費	27,257
貸倒引当金の増減額(△は減少)	37,907
賞与引当金の増減額(△は減少)	4,500
支払利息	6,585
売上債権の増減額(△は増加)	△248,627
棚卸資産の増減額(△は増加)	△35,047
仕入債務の増減額(△は減少)	△23,477
未払金の増減額(△は減少)	39,216
前受金の増減額(△は減少)	△21,842
その他	37,650
小計	△221,701
利息の支払額	△6,585
法人税等の支払額	△3,048
営業活動によるキャッシュ・フロー	△231,335
投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の預入による支出	△7,000
有形固定資産の取得による支出	△1,407
無形固定資産の取得による支出	△5,228
預け金の預入れによる支出	△118,801
その他	2,823
投資活動によるキャッシュ・フロー	△129,615
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の増減額 (△は減少)	239,171
長期借入れによる収入	281,000
長期借入金の返済による支出	△66,591
社債の発行による収入	70,000
社債の償還による支出	△15,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	508,580
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	147,628
現金及び現金同等物の期首残高	470,006
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 617,635

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数 1社

連結子会社の名称 株式会社アグリルネッサンス

なお、当連結会計年度において、上海吾亦農業発展有限公司は保有する同社株式のすべてを売却したことに伴い、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

② 棚卸資産

商品 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価の切り下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、建物及び2016年4月1日以降に取得した附属設備並びに構築物については、定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備	6年～15年
構築物	5年～17年
機械及び装置	7年～10年
車両運搬具	2年～15年
工具、器具及び備品	3年～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。また、のれんについては、5年間の均等償却を行っております。

(3) 重要な繰延資産の処理方法

社債発行費 社債償還期間にわたり均等償却しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度負担分を計上しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社の約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

ヒトユニット及びコトユニットにおいては、顧客との契約に基づくサービス履行義務が提供される期間にわたって収益を認識しており、履行義務が一時点で充足される場合には、サービスの提供時点において収益を認識しており

ます。

流通販売においては、顧客の購入意思表示に基づく、販売の履行義務を充足したと判断した時点にて収益を認識しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3カ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとし、銃器事項(金融商品関係)において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。なお、これによる、連結財務諸表に与える影響はありません。

(繰延税金資産の回収可能性)

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

繰延税金資産 26,864千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出方法

収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得等に基づいて繰延税金資産の回収可能性を判断する際に、企業会計基準適用指針第26号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」第16項から第32項に従って、要件に基づき企業を分類し、当該分類に応じて、回収が見込まれる繰延税金資産の計上額を決定しております。

② 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

繰延税金資産の回収可能性の判断は、企業分類の判定、将来の収益力に基づく課税所得の見積り、将来減算一時差異の将来解消見込年度のスケジューリング等に依存します。

課税所得の見積りは、取締役会により承認された事業計画を基礎としております。

③ 翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

当該仮定に変化が生じた場合には、前述の会社分類に影響を及ぼすことを通じて、繰延税金資産の回収可能額の見積りが減少し、その結果、翌連結会計年度の連結財務諸表において繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(連結貸借対照表関係)

※1 売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権の金額及び契約資産の金額は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報 ①契約資産及び契約負債の残高等」に記載しております。

※2 有形固定資産の減価償却累計額は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	当連結会計年度 (2022年8月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	84,534

(連結損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自 2021年9月1日 至 2022年8月31日)
給与	185,125
業務委託料	217,301
消耗品費	102,449
減価償却費	49,571

※3 投資有価証券評価損

当連結会計年度（自 2021年9月1日 至 2022年8月31日）

保有する「その他有価証券」に区分される有価証券のうち実質価額が著しく下落したものについて、減損処理を実施したものであります。

※4 固定資産除却損

当連結会計年度（自 2021年9月1日 至 2022年8月31日）

構築物 644千円

(連結包括利益計算書関係)

※1 その他の包括利益にかかる組替調整額

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自 2021年9月1日 至 2022年8月31日)
為替換算調整勘定	
当期発生額	△1,106
その他の包括利益合計	△1,106

(連結株主資本等変動計算書関係)

当連結会計年度(自 2021年9月1日 至 2022年8月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度 末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	254,500	—	—	254,500
合計	254,500	—	—	254,500
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

2. 新株予約権に関する事項

区分	内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年 度末残高(千 円)
			当連結会計 年度期首	増加	減少	当連結会計 年度末	
提出会社	第3回新株予約権	普通株式	3,500	—	—	3,500	—
	第6回新株予約権	普通株式	5,000	—	—	5,000	—
	第7回新株予約権	普通株式	3,500	—	—	3,500	—
	第8回新株予約権	普通株式	—	2,400	—	2,400	—
	第9回新株予約権	普通株式	—	300	—	300	—
合計			12,000	2,700	—	14,700	—

(注) 1. 目的となる株式の数の変動事由の概要

第8回新株予約権、第9回新株予約権の増加は発行によるものであります。

2. 第8回新株予約権は権利行使期間の初日が到来しておりません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当する事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの該当する事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

(単位:千円)

当連結会計年度 (自 2021年9月1日 至 2022年8月31日)	
現金及び預金	470,006
預入期間が3か月を超える定期預金	—
現金及び現金同等物	470,006

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入等による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

借入金の使途は、主に運転資金及び設備投資資金であります。それらのうち一部は変動金利であるため、金利の変動リスクに晒されております。

信用リスクについては、債権管理規程に従い、主要な取引先の状況をモニタリングし、債権の回収懸念の早期把握に努めております。

市場リスクについては、投資有価証券は株式であり、定期的に発行体の時価及び財務状況等を把握しております。

資金調達に係る流動性リスクについては、各部署の資金需要に基づく資金繰計画の作成及び手許流動性の維持により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年8月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券	—	—	—
(2) 長期貸付金	149,586	114,373	△4,627
貸倒引当金	△30,586		
資産合計	119,000	114,373	△4,627
(1) 長期借入金 (1年内返済予定分を含む)	488,770	461,456	△27,314
(2) 社債 (1年内償還予定分を含む)	250,000	240,212	△9,787
負債合計	738,770	701,668	△37,101

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

- 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- 「売掛金及び契約資産」、「買掛金」、「短期借入金」、「短期貸付金」及び「未払金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- 市場価格のない株式等は、「(1) 投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	当連結会計年度末
非上場株式	31,650

2. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

区分	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期貸付金	22,200	54,200	14,200	14,200	14,200	30,586

3. 社債及び長期借入金の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

区分	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
社債	30,000	30,000	130,000	30,000	30,000	—
長期借入金	99,882	76,634	74,408	69,420	56,491	111,935

3. 金融商品のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期貸付金	—	114,373	—	114,373
資産合計	—	114,373	—	114,373
長期借入金 (1年内返済予定分を含む)	—	461,456	—	461,456
社債 (1年内償還予定分を含む)	—	240,212	—	240,212
負債合計	—	701,668	—	701,668

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定にかかるインプットの説明

長期貸付金 長期貸付金の時価は、将来キャッシュ・フローと国債の利回り等適切な指標に基づく利率を用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、貸倒懸念債権の時価は、同様の割引率による見積キャッシュ・フローの割引現在価値、又は、担保及び保証による回収見込額等を基に算定しており、レベル2の時価に分類しています。

長期借入金 長期借入金の時価は、元利金の合計額を、新規に同様の借入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

社債 当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額と、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率をもとに割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

その他有価証券

当連結会計年度(自2021年9月1日至2022年8月31日)

非上場株式(連結貸借対照表計上額31,650千円)については、市場価格がないため記載しておりません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

当社は、ストック・オプション付与日時点において未公開企業であり、ストック・オプション等の単位当たりの本源的価値は0円であるため、費用計上はしていません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第3回新株予約権	第6回新株予約権	第7回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役3名	当社取引先1名	当社取締役2名 当社従業員2名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)	普通株式 3,500株	普通株式 5,000株	普通株式 3,500株
付与日	2014年3月1日	2020年7月6日	2020年7月6日
権利確定条件	「第5【発行者の状況】1【株式等の状況】(2)【新株予約権等の状況】」に記載のとおりであります。	「第5【発行者の状況】1【株式等の状況】(2)【新株予約権等の状況】」に記載のとおりであります。	「第5【発行者の状況】1【株式等の状況】(2)【新株予約権等の状況】」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象期間の定めはありません。	対象期間の定めはありません。	対象期間の定めはありません。
権利行使期間	2014年3月1日から 2027年12月30日まで	2022年7月6日から 2032年7月6日まで	2022年7月6日から 2032年7月6日まで

	第8回新株予約権	第9回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役4名 当社従業員5名	当社取引先1名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)	普通株式 2,400株	普通株式 300株
付与日	2022年3月16日	2022年3月16日
権利確定条件	「第5【発行者の状況】1【株式等の状況】(2)【新株予約権等の状況】」に記載のとおりであります。	「第5【発行者の状況】1【株式等の状況】(2)【新株予約権等の状況】」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象期間の定めはありません。	対象期間の定めはありません。
権利行使期間	2024年3月17日から 2032年3月16日まで	2022年3月16日から 2032年3月16日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2022年8月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① スtock・オプションの数

	第3回新株予約権	第6回新株予約権	第7回新株予約権
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	3,500	5,000	3,500
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	3,500	5,000	3,500
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	—	—	—
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	—	—	—

	第8回新株予約権	第9回新株予約権
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	—	—
付与	2,400	300
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	2,400	300
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

② 単価情報

	第3回新株予約権	第6回新株予約権	第7回新株予約権
権利行使価格 (円)	2,000	2,000	2,500
行使時平均株価 (円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—	—

	第8回新株予約権	第9回新株予約権
権利行使価格 (円)	10,000	10,000
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—

3. Stock・オプションの公正な評価単価の見積り方法

当社は、Stock・オプション付与日時点において未公開企業であり、Stock・オプションの公正な評価単価は単位当たりの本源的価値を見積もる方法により算定しております。また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる自社株式の価値は、ディスカунテッド・キャッシュフロー法 (DCF法) により算定しております。なお、算定の結果、付与時点における株式の評価額が新株予約権行使時の払込金額と同額であるため、単位当たりの本源的価値はゼロとなり、Stock・オプションの公正な評価単価もゼロとしております。

4. Stock・オプションの権利確定数の見積り方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積もりは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたStock・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額

一千円

(2) 当連結会計年度において権利行使されたStock・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

一千円

(税効果会計関係)

繰延税金資産の発生 の 主な原因別の内訳

当連結会計年度
(2022年8月31日)

繰延税金資産	
賞与引当金	839 千円
貸倒引当金	10,751
未払事業税	355
繰越欠損金	77,957
投資有価証券評価損	6,783
繰延税金資産小計	96,686
税務上の繰越欠損金にかかる評価性引当額 (注)	△52,288
将来減算一時差異等の合計額にかかる評価性引当額	△17,534
繰延税金資産合計	26,864
繰延税金資産の純額	26,864

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当連結会計年度 (2022年8月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金 (注)	25,669	-	-	-	-	52,288	77,957
評価性引当額	-	-	-	-	-	△52,288	△52,288
繰延税金資産	25,669	-	-	-	-	-	25,669

(注) 税務上の繰越欠損金は、法廷実効税率を乗じた額であります。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント				その他	合計
	ヒトユニット	モノユニット	コトユニット	計		
農業体験・ 農業教育支援	519,709	—	—	519,709	—	519,709
流通販売	—	437,973	—	437,973	—	437,973
各種コンサル ティング	—	—	868,681	868,681	—	868,681
その他	—	—	—	—	4,214	4,214
顧客との契約 から生じる収 益	519,709	437,973	868,681	1,826,364	4,214	1,830,578
外部顧客への 売上高	519,709	437,973	868,681	1,826,364	4,214	1,830,578

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するため基礎となる情報

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4. 重要な会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	80,234
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	87,898
契約資産（期首残高）	226,335
契約資産（期末残高）	292,710
契約負債（期首残高）	258,715
契約負債（期末残高）	92,765

契約資産は主にコトユニットに関連して認識したものであり、履行義務の充足に従って認識した収益のうち、顧客に請求する日より前にかかる部分であります。

契約負債は顧客からの前受金に関連するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。当連結会計年度に認識された収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、247,716千円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社グループの報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。当社は、事業部を基礎としたサービス別のセグメントから構成されており、ヒトユニット、モノユニット及びコトユニットの3つの事業を報告セグメントとしております。

(2) 各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

ヒトユニットは、農業体験及び農業教育支援を行っております。モノユニットは、会員制宅配サービスや BtoB 向けの卸売など流通事業を行っております。コトユニットは、各種コンサルティングを行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。棚卸資産の評価については、収益性の低下に基づく簿価切下げ前の価額で評価しています。報告セグメントの利益又は損失は、営業利益ベースの数値であります。セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報
当連結会計年度(自 2021年9月1日 至 2022年8月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	連結財務諸表 計上額
	ヒトユニット	モノユニット	コトユニット	計				
売上高								
外部顧客への売上高	519,709	437,973	868,681	1,826,364	4,214	1,830,578	—	1,830,578
セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—	—	—
計	519,709	437,973	868,681	1,826,364	4,214	1,830,578	—	1,830,578
セグメント利益又は損失 (△)	△92,141	△29,486	184,291	62,664	—	62,664	△8,815	53,849
セグメント資産	219,959	140,599	132,928	493,487	375,843	869,331	517,091	1,386,423
セグメント負債	11,659	30,870	92,684	135,214	89,489	224,704	891,528	1,116,232
その他の項目								
減価償却費	22,424	22,057	3,539	48,020	1,550	49,571	—	49,571

(注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであります。

2. 調整額は、以下のとおりであります。

- (1) セグメント利益又は損失の調整額△8,815千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
- (2) セグメント資産の調整額517,091千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であります。全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない現金及び預金等であります。
- (3) セグメント負債の調整額891,528千円は、各報告セグメントに配分していない全社負債であります。全社負債は、主に報告セグメントに帰属しない社債及び借入金等であります。

【関連情報】

当連結会計年度(自 2021年9月1日 至 2022年8月31日)

1. 製品およびサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報**(1) 売上高**

(単位：千円)

日本	中国	計
1,790,914	39,663	1,830,578

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
農林水産省	738,977	ヒトユニット

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

(単位：千円)

セグメント名称	のれん償却額	のれん未償却残高
モノユニット	3,924	3,257

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

当連結会計年度（自 2021年9月1日 至 2022年8月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員	西辻一真	—	—	当社代表取締役	(被所有) 直接 8.6%	金銭消費貸借契約の締結	貸付金の回収	43,300	—	—
						債務被保証	当社銀行借入金に対する債務被保証(注3)	488,770	—	—
主要株主	(株)ツムラ	東京都港区	30,142百万円	医薬品（漢方製剤、生薬製剤他）の製造販売	(被所有) 直接 11.8%	業務委託契約の締結	売上高	34,000	売掛金	1,098

(注) 1. 取引条件は、市場の実勢価格等を参考に、その都度交渉の上決定しています。

2. 当社は銀行借入に対して代表取締役西辻一真より債務保証を受けておりますが、保証料の支払は行っておりません。なお、2023年10月13日までに当該債務保証はすべて解除されております。債務保証の取引金額は、期末借入金残高を記載しております。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

該当事項はありません

(1株当たり情報)

当連結会計年度(自2021年9月1日至2022年8月31日)

	当連結会計年度 (自2021年9月1日 至2022年8月31日)
1株当たり純資産額	1,061.65円
1株当たり当期純損失(△)	△11.90円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの当社株式は非上場であり期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり当期純損失を計上しているため、記載しておりません。

2. 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当連結会計年度 (自2021年9月1日 至2022年8月31日)
親会社株主に帰属する当期純損失(△)(千円)	△3,028
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(△純損失)(千円)	△3,028
普通株式の期中平均株式数(株)	254,500
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権5種類(新株予約権の数3,900個)なお、新株予約権の概要は、「第5【発行者の状況】1【株式等の状況】(2)【新株予約権等の状況】」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

1. 第三者割当てによる新株の発行

当社は、2023年5月17日開催の取締役会において、自然電力株式会社を割当先とする第三者割当てによる新株の発行(以下、「本第三者割当増資」といいます。)について決議し、2023年5月31日付で本第三者割当増資を実施いたしました。

本第三者割当増資の概要は次のとおりであります。

- | | |
|----------------------|--------------------------------|
| (1) 発行する株式の種類及び数 | 普通株式 15,000株 |
| (2) 払込金額 | 1株につき13,000円 |
| (3) 払込金額の総額 | 195,000千円 |
| (4) 増加する資本金及び資本準備金の額 | 資本金 97,500千円
資本準備金 97,500千円 |
| (5) 払込期日 | 2023年5月31日 |
| (6) 資金の用途 | 設備、新たなサービス及び技術開発への投資ならびに運転資金 |

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 1社
連結子会社の名称 株式会社アグリルネッサンス
- (2) 主要な非連結子会社の数 1社
非連結子会社の名称 合同会社アワーファーム
連結の範囲から除いた理由 非連結子会社は2023年1月に設立後、当中間連結会計期間末までに事業活動を行っておらず、中間連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

連結子会社の中間決算日は、中間連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

② 棚卸資産

商品 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価の切り下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、建物及び2016年4月1日以降に取得した附属設備並びに構築物については、定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備	6年～15年
構築物	5年～17年
機械及び装置	7年～10年
車両運搬具	2年～15年
工具、器具及び備品	3年～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。また、のれんについては、5年間の均等償却を行っております。

(3) 重要な繰延資産の処理方法

社債発行費 社債償還期間にわたり均等償却しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与に充てるため、支給見込額のうち当中間連結会計期間負担分を計上しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社の約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

ヒトユニット及びコトユニットにおいては、顧客との契約に基づくサービス履行義務が提供される期間にわたって収益を認識しており、履行義務が一時点で充足される場合には、サービスの提供時点において収益を認識してお

ります。

流通販売においては、顧客の購入意思表に基づく、販売の履行義務を充足したと判断した時点にて収益を認識しております。

(6) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3カ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(会計方針の変更)

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当中間連結会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、中間連結財務諸表に与える影響はありません。

(中間連結貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	当中間連結会計期間 (2023年2月28日)
有形固定資産の減価償却累計額	92,176

(中間連結損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、中間連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

(単位：千円)

	当中間連結会計期間 (自 2022年9月1日 至 2023年2月28日)
給与	120,649
業務委託料	116,326
消耗品費	25,073
減価償却費	27,257

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

当中間連結会計期間(自 2022年9月1日 至 2023年2月28日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当中間連結会計期間 増加株式数(株)	当中間連結会計期間 減少株式数(株)	当中間連結会計期間 末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	254,500	—	—	254,500
合計	254,500	—	—	254,500
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

2. 新株予約権に関する事項

区分	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数（株）				当中間連結会計期間期末残高(千円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当中間連結会計期間末	
提出会社	第3回新株予約権	普通株式	3,500	—	—	3,500	—
	第6回新株予約権	普通株式	5,000	—	—	5,000	—
	第7回新株予約権	普通株式	3,500	—	—	3,500	—
	第8回新株予約権 (注)	普通株式	2,400	—	—	2,400	—
	第9回新株予約権	普通株式	300	—	—	300	—
合計			14,700	—	—	14,700	—

(注) 目的となる株式の数の変動事由の概要

第8回新株予約権は権利行使期間の初日が到来していません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当する事項はありません。

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間後となるもの

該当する事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の中間連結会計期間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

(単位：千円)

当中間連結会計期間 (自 2022年9月1日 至 2023年2月28日)	
現金及び預金	624,635
預入期間が3か月を超える定期預金	△7,000
現金及び現金同等物	617,635

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

2023年2月28日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	中間連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券	—	—	—
(2) 長期貸付金	147,486	76,529	△2,471
貸倒引当金	△68,486		
資産合計	79,000	76,529	△2,471
(1) 長期借入金 (1年内返済予定分を含む)	781,521	743,081	△38,440
(2) 社債 (1年内償還予定分を含む)	305,000	293,176	△11,823
負債合計	1,086,521	1,036,257	△50,264

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

- (2) 「売掛金及び契約資産」、「買掛金」、「短期借入金」、「短期貸付金」及び「未払金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- (3) 市場価格のない株式等は、「(1) 投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	当中間連結会計期間末
非上場株式	31,650

2. 金融商品のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

- ② 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品
該当事項はありません。
- ③ 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期貸付金	—	76,529	—	76,529
資産合計	—	76,529	—	76,529
長期借入金 (1年内返済予定分を含む)	—	743,081	—	743,081
社債 (1年内償還予定分を含む)	—	293,176	—	293,176
負債合計	—	1,036,257	—	1,036,257

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定にかかるインプットの説明

長期貸付金 長期貸付金の時価は、将来キャッシュ・フローと国債の利回り等適切な指標に基づく利率を用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、貸倒懸念債権の時価は、同様の割引率による見積キャッシュ・フローの割引現在価値、又は、担保及び保証による回収見込額等を基に算定しており、レベル2の時価に分類しています。

長期借入金 これらの時価は、元利金の合計額を、新規に同様の借入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

社債 当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額と、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率をもとに割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

その他有価証券

当中間連結会計期間(自2022年9月1日至2023年2月28日)

非上場株式(中間連結貸借対照表計上額31,650千円)は、市場価格のない株式等であることから、記載しておりません。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント				その他	合計
	ヒトユニット	モノユニット	コトユニット	計		
農業体験・ 農業教育支援	325,791	—	—	325,791	—	325,791
流通販売	—	231,498	—	231,498	—	231,498
各種コンサル ティング	—	—	444,733	444,733	—	444,733
その他	—	—	—	—	6,623	6,623
顧客との契約 から生じる収 益	325,791	231,498	444,733	1,002,023	6,623	1,008,647
外部顧客への 売上高	325,791	231,498	444,733	1,002,023	6,623	1,008,647

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するため基礎となる情報

「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項4. 会計方針に関する事項(5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間連結会計期間末において存在する顧客との契約から当中間連結会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当中間連結会計期間
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	87,898
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	95,755
契約資産（期首残高）	292,710
契約資産（期末残高）	533,852
契約負債（期首残高）	92,765
契約負債（期末残高）	70,923

契約資産は主にコトユニットに関連して認識したものであり、履行義務の充足に従って認識した収益のうち、顧客に請求する日より前にかかる部分であります。

契約負債は顧客からの前受金に関連するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。当中間連結会計期間に認識された収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、73,135千円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社グループの報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。当社は、事業部を基礎としたサービス別のセグメントから構成されており、ヒトユニット、モノユニット及びコトユニットの3つの事業を報告セグメントとしております。

(2) 各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

ヒトユニットは、農業体験及び農業教育支援を行っております。モノユニットは、会員制宅配サービスや BtoB 向けの卸売など流通事業を行っております。コトユニットは、各種コンサルティングを行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。棚卸資産の評価については、収益性の低下に基づく簿価切下げ前の価額で評価しています。報告セグメントの利益又は損失は、営業利益ベースの数値であります。セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

当中間連結会計期間(自 2022年9月1日 至 2023年2月28日)

(単位：千円)

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	中間連結財務諸 表計上額
	ヒトユニット	モノユニット	コトユニット	計				
売上高								
外部顧客への売上高	325,791	231,498	444,733	1,002,023	6,623	1,008,647	—	1,008,647
セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—	—	—
計	325,791	231,498	444,733	1,002,023	6,623	1,008,647	—	1,008,647
セグメント利益又は損失 (△)	△24,512	△53,203	103,528	25,813	△12,505	13,307	△18,627	△5,320
セグメント資産	305,107	181,654	330,776	817,539	392,245	1,209,785	654,428	1,864,214
セグメント負債	69,745	8,620	25,461	103,826	140,111	243,938	1,397,022	1,640,960
その他の項目								
減価償却費	12,517	12,977	1,584	27,078	178	27,257	—	27,257

(注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであります。

2. 調整額は以下のとおりであります。

(1) セグメント利益又は損失の調整額△18,627千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

(2) セグメント資産の調整額654,428千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であります。全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない現金及び預金等であります。

(3) セグメント負債の調整額1,397,022千円は、各報告セグメントに配分していない全社負債であります。全社負債は、主に報告セグメントに帰属しない社債及び借入金等であります。

【関連情報】

当中間連結会計期間（自 2022年9月1日 至 2023年2月28日）

1. 製品およびサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報**(1) 売上高**

本邦の外部顧客への売上高が中間連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
農林水産省	438,032	ヒトユニット

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

(単位：千円)

セグメント名称	のれん償却額	のれん未償却残高
モノユニット	1,628	1,628

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	当中間連結会計期間 (自 2022年9月1日 至 2023年2月28日)
1株当たり純資産額	877.23円
1株当たり中間純損失(△)	△184.42円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの当社株式は非上場であり期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり中間純損失を計上しているため、記載しておりません。
2. 1株当たり中間純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当中間連結会計期間 (自 2022年9月1日 至 2023年2月28日)
親会社株主に帰属する中間純損失(△)(千円)	△46,936
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純損失(△)(千円)	△46,936
普通株式の期中平均株式数(株)	254,500
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権5種類(新株予約権の数3,750個)なお、新株予約権の概要は、「第5【発行者の状況】1【株式等の状況】(2)【新株予約権等の状況】」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

1. 第三者割当てによる新株の発行

当社は、2023年5月17日開催の取締役会において、自然電力株式会社を割当先とする第三者割当てによる新株の発行(以下、「本第三者割当増資」といいます。)について決議し、2023年5月31日付で本第三者割当増資を実施いたしました。

本第三者割当増資の概要は次のとおりであります。

- | | |
|----------------------|--------------------------------|
| (1) 発行する株式の種類及び数 | 普通株式 15,000株 |
| (2) 払込金額 | 1株につき13,000円 |
| (3) 払込金額の総額 | 195,000千円 |
| (4) 増加する資本金及び資本準備金の額 | 資本金 97,500千円
資本準備金 97,500千円 |
| (5) 払込期日 | 2023年5月31日 |
| (6) 資金の使途 | 設備、新たなサービス及び技術開発への投資ならびに運転資金 |

2. 債務保証

当社は、2023年9月20日付で、非連結子会社である合同会社アワーファームの債務300,000千円に対し保証を行っております。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率 (%)	担保	償還期限
(株)マイファーム	第1回無担保社債 (適格機関投資家限定)	2015年 8月28日	100,000	100,000	1.00%	なし	2025年 8月28日
(株)マイファーム	第2回無担保社債銀 (株式会社りそな銀行保証付および適格機関投資家限定)	2019年 3月25日	36,000 (36,000)	—	0.36%	なし	2022年 3月25日
(株)マイファーム	第3回無担保社債 (株式会社りそな銀行保証付および適格機関投資家限定)	2022年 6月27日	—	150,000 (30,000)	0.60%	なし	2027年 6月25日
合計	—	—	136,000	250,000 (30,000)	—	—	—

(注) 1. () 内書は、1年以内の償還予定額であります。

2. 社債の連結決算日後5年以内における1年ごとの返済予定額の総額は、以下のとおりであります。

区分	1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
社債	30,000	30,000	130,000	30,000	30,000

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	134,623	143,338	1.75	—
1年以内に返済予定の長期借入金	56,565	99,882	1.52	—
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く)	286,188	388,888	1.24	2023年7月～ 2032年5月
合計	342,753	488,770	—	—

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年以内における1年ごとの返済予定額の総額は、以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	76,634	74,408	69,420	168,426

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産および負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第8【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年9月1日から翌年8月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3か月以内
基準日	8月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年8月31日、毎年2月末
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え（注1） 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	大阪府中央区北浜四丁目5番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 三井住友信託銀行株式会社 全国本支店 無料 —
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	大阪府中央区北浜四丁目5番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 三井住友信託銀行株式会社 全国本支店（注1） 無料（注3）
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行うこととしております。 当社の公告掲載URLは次の通りであります。 https://myfarm.co.jp/company.html
株主に対する特典	なし

- (注) 1. 当社株式は TOKYO PRO Market への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式になることから、当該事項はなくなる予定であります
2. 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。
- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当及び募集新株予約権の割当を受ける権利
3. 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所に上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

第三部【当該有価証券以外の有価証券に関する事項】

該当事項はありません。

第四部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の発行者との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の発行者との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2020年12月25日	西辻 一真	東京都中央区	特別利害関係者等(当社代表取締役、大株主上位10名)	末松 広行	東京都中央区	特別利害関係者等(役員)	500	5,000,000(10,000)	所有者の意向による譲渡
2021年1月26日	谷 則男	京都府城陽市	特別利害関係者等(当社役員、大株主上位10名)	株式会社ラプラスシステム 代表取締役社長 堀井 雅行	京都府京都市伏見区京町1-245	当社の取引先	4,000	40,000,000(10,000)	移動後所有者の資本参加意向を受け、移動前所有者が譲渡したため
2021年2月26日	西辻 一真	東京都中央区	特別利害関係者等(当社代表取締役、大株主上位10名)	株式会社ウェイブ 代表取締役 大西 知一	東京都品川区北品川4-8-14-206	—	4,000	40,000,000(10,000)	移動後所有者の資本参加意向を受け、移動前所有者が譲渡したため
2021年4月30日	槇島 浩	東京都渋谷区	—	西辻 一真	東京都中央区	特別利害関係者等(当社代表取締役、大株主上位10名)	3,000	30,000,000(10,000)	所有者の意向による譲渡
2021年5月25日	西辻 一真	東京都中央区	特別利害関係者等(当社代表取締役、大株主上位10名)	株式会社マイナビ 代表取締役社長執行役員 土屋 芳明	東京都千代田区一ツ橋一丁目1番1号	当社の取引先	4,500	45,000,000(10,000)	移動後所有者の資本参加意向を受け、移動前所有者が譲渡したため
2021年5月31日	西辻 一真	東京都中央区	特別利害関係者等(当社代表取締役、大株主上位10名)	尾道産業株式会社 代表取締役社長 松井 孝光	広島県尾道市高須町5171番地2	当社の取引先	4,000	40,000,000(10,000)	移動後所有者の資本参加意向を受け、移動前所有者が譲渡したため
2021年5月31日	西辻 一真	東京都中央区	特別利害関係者等(当社代表取締役、大株主上位10名)	松井 賢二	広島県尾道市	—	1,000	10,000,000(10,000)	移動後所有者の資本参加意向を受け、移動前所有者が譲渡したため

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の発行者との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の発行者との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2021年5月31日	(有)テクノサイエンス 代表取締役社長 小林 章一	東京都中央区銀座1丁目7番10号株式会社アルビオン内	当社の取引先	西辻 一真	東京都中央区	特別利害関係者等(当社代表取締役、大株主上位10名)	500	5,000,000 (10,000)	所有者の意向による譲渡
2021年6月1日	西辻 一真	東京都中央区	特別利害関係者等(当社代表取締役、大株主上位10名)	株式会社welzo 代表取締役社長 金尾 佳文	福岡県福岡市博多区博多駅東1丁目14-3第2サンライト東口ビル	当社の取引先	12,000	120,000,000 (10,000)	移動後所有者の資本参加意向を受け、移動前所有者が譲渡したため
2021年6月1日	佐伯 浩二	京都府京都市左京区	当社の取引先	西辻 一真	東京都中央区	特別利害関係者等(当社代表取締役、大株主上位10名)	500	5,000,000 (10,000)	所有者の意向による譲渡
2022年1月15日	谷 則男	京都府城陽市	特別利害関係者等(当社役員、大株主上位10名)	西辻 一真	東京都中央区	特別利害関係者等(当社代表取締役、大株主上位10名)	3,000	30,000,000 (10,000)	所有者の意向による譲渡
2022年1月15日	谷 則男	京都府城陽市	特別利害関係者等(当社役員、大株主上位10名)	石川 明彦	東京都板橋区	—	1,000	10,000,000 (10,000)	移動後所有者の資本参加意向を受け、移動前所有者が譲渡したため
2022年2月15日	西辻 一真	東京都中央区	特別利害関係者等(当社代表取締役、大株主上位10名)	来間 誠司	東京都港区	—	1,000	10,000,000 (10,000)	移動後所有者の資本参加意向を受け、移動前所有者が譲渡したため
2022年7月29日	(株)喜代村 代表取締役 木村 清	東京都中央区築地4-7-5築地KYビル6F	—	西辻 一真	東京都中央区	特別利害関係者等(当社代表取締役、大株主上位10名)	2,500	30,000,000 (12,000)	所有者の意向による譲渡
2022年7月29日	西辻 一真	東京都中央区	特別利害関係者等(当社代表取締役、大株主上位10名)	鈴木 純子	東京都世田谷区	—	1,000	12,000,000 (12,000)	移動後所有者の資本参加意向を受け、移動前所有者が譲渡したため

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の発行者との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の発行者との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2022年7月29日	西辻 一真	東京都中央区	特別利害関係者等(当社代表取締役、大株主上位10名)	(有)テクノサイエンス代表取締役社長 小林 章一	東京都中央区銀座1丁目7番10号株式会社アルビオン内	当社の取引先	1,200	14,400,000 (12,000)	移動後所有者の資本参加意向を受け、移動前所有者が譲渡したため
2022年7月29日	西辻 一真	東京都中央区	特別利害関係者等(当社代表取締役、大株主上位10名)	イノベーションC投資事業有限責任組合無限責任組合	京都府京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町659番地烏丸中央ビル	—	2,917	35,004,000 (12,000)	移動後所有者の資本参加意向を受け、移動前所有者が譲渡したため
2022年7月29日	西辻 一真	東京都中央区	特別利害関係者等(当社代表取締役、大株主上位10名)	京信イノベーションC2号投資事業有限責任組合無限責任組合	京都府京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町659番地烏丸中央ビル	—	1,233	14,796,000 (12,000)	移動後所有者の資本参加意向を受け、移動前所有者が譲渡したため
2023年3月31日	西辻 一真	東京都中央区	特別利害関係者等(当社代表取締役、大株主上位10名)	学校法人岩崎学園理事長 岩崎 文裕	神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町2-17 相鉄岩崎学園ビル	当社の取引先	1,200	15,600,000 (13,000)	移動後所有者の資本参加意向を受け、移動前所有者が譲渡したため
2023年3月31日	西辻 一真	東京都中央区	特別利害関係者等(当社代表取締役、大株主上位10名)	株式会社A.G.A.代表取締役 井上 義設	神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町2-17 相鉄岩崎学園ビル8F	当社の取引先	300	3,900,000 (13,000)	移動後所有者の資本参加意向を受け、移動前所有者が譲渡したため
2023年3月31日	西辻 一真	東京都中央区	特別利害関係者等(当社代表取締役、大株主上位10名)	川上 隆	神奈川県伊勢原市	—	300	3,900,000 (13,000)	移動後所有者の資本参加意向を受け、移動前所有者が譲渡したため
2023年3月31日	西辻 一真	東京都中央区	特別利害関係者等(当社代表取締役、大株主上位10名)	井上 義設	東京都世田谷区	—	200	2,600,000 (13,000)	移動後所有者の資本参加意向を受け、移動前所有者が譲渡したため

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の発行者との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の発行者との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2023年6月14日	西辻 一真	東京都中央区	特別利害関係者等(当社代表取締役、大株主上位10名)	石川 明彦	東京都板橋区	—	1,000	13,000,000 (13,000)	所有者の意向による譲渡
2023年7月31日	西辻 一真	東京都中央区	特別利害関係者等(当社代表取締役、大株主上位10名)	株主会社ブルーロック	東京都渋谷区神宮前2-5-6 アマデウスハウス402	—	3,000	39,000,000 (13,000)	移動後所有者の資本参加意向を受け、移動前所有者が譲渡したため

(注) 1. 当社は、TOKYO PRO Marketへの上場を予定しております。株式会社東京証券取引所が定める特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第115条及び同規程施行規則第106条の規定において、当社は上場日から5年間、新規上場申請日の直前事業年度(上場日が属する事業年度の前事業年度をいい、当該上場日が事業年度の初日から定時株主総会の日までの間に当たる場合には、上場日が属する事業年度の前々事業年度をいう。)の末日(2022年8月31日)から起算して2年前(2020年9月1日)から上場日の前日までの期間において、特別利害関係者等が当社の発行する株式若しくは新株予約権の譲受け若しくは譲渡(上場前の募集、売出し、特定投資家向け取得勧誘及び特定投資家向け売付け勧誘等を除き、新株予約権の行使を含む。)を行っている場合には、それらの状況に係る記載内容についての記録を保存することとされております。

2. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。

- (1) 当社の特別利害関係者……役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下「役員等」という。)、役員等により総株主等の議決権の過半数が所有されている会社、当該会社の関係会社並びにその役員
- (2) 当社の大株主上位10名
- (3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員
- (4) 金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。)及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社又は資本的関係会社

3. 移動価格算定方式は次のとおりです。

DCF法、純資産方式及び類似会社比準方式により算出した価格を総合的に勘案して、譲渡人と譲受人が協議の上、決定いたしました。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式	新株予約権①	新株予約権②
発行年月日	2023年5月31日	2022年3月16日	2022年3月16日
種類	普通株式	第8回新株予約権 (ストック・オプション)	第9回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	15,000株	2,400株(注)4	300株
発行価格	13,000円 (注)3	10,000円 (注)3	10,000円 (注)3
資本組入額	6,500円	5,000円	5,000円
発行価額の総額	195,000,000円	24,000,000円	3,000,000円
資本組入額の総額	97,500,000円	12,000,000円	1,500,000円
発行方法	有償第三者割当	2022年3月16日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。	2022年3月16日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注)2	(注)2	(注)2

(注) 1. 第三者割当等による株式等の発行の制限に関し、株式会社東京証券取引所(以下、「同取引所」という。)の定める特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例並びにその期間については以下のとおりであります。

(1) 同取引所の定める特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第115条及び同規程施行規則第107条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前から上場日の前日までの期間において、第三者割当による募集株式の割当てを行っている場合(上場前の募集等による場合を除く。)、第三者割当による新株予約権の割当てを行っている場合(それと同様の効果を有すると認められる自己新株予約権の割当てを含む。)、又は当該新株予約権の行使による株式の交付を行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当て又は交付を受けた者をして、担当J-Adviserに対して、以下の事項について確約させるものとされております。

①割当て又は交付を受けた株式及び新株予約権(以下「割当株式等」という。)について、割当て又は交付を受けた日から上場日以後6か月を経過する日(割当株式等の割当て又は交付を受けた日以後1年間を経過していない場合には、当該割当て又は交付を受けた日から1年間を経過する日)まで所有すること。

②割当株式等又は割当株式等に係る取得株式等の譲渡を行う場合には、あらかじめ新規上場申請者に通知するとともに、事後において新規上場申請者にその内容を報告すること。

③その他同取引所が必要と認める事項。

(2) 新規上場申請者が、前項の規定に基づく書面の提出を行わないときは、同取引所は新規上場申請者の不受理又は受理の取消の措置をとるものとしております。

(3) 当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は2022年8月31日であります。

2. 同取引所の定める同施行規則第107条第2項第1号の規定に基づき、当社は、割当て又は交付を受けた者との間で、割当て又は交付を受けた株式及び新株予約権（以下「割当株式等」という。）を割当て又は交付を受けた日から上場日以後6か月間を経過する日（割当株式等の割当て又は交付を受けた日以後1年間を経過していない場合には、当該割当て又は交付を受けた日から1年間を経過する日）まで所有する等の確約を行っております。
3. 発行価格は、DCF法により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。
4. 新株予約権①については、退職等により450株分の権利が喪失しています。
5. 新株予約権の行使時の払込金額、行使請求期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については、以下の通りとなっております。

	新株予約権①	新株予約権②
行使時の払込金額	10,000円	10,000円
行使請求期間	2024年3月17日から 2032年3月16日まで	2022年3月16日から 2032年3月16日まで
行使の条件及び譲渡に関する事項	「第一部 【企業情報】 第5【発行者の状況】1 【株式等の状況】（2）【新株予約権等の状況】」に記載の通りであります。	「第一部 【企業情報】 第5【発行者の状況】1 【株式等の状況】（2）【新株予約権等の状況】」に記載の通りであります。

2【取得者の概況】

株式①

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と発行者との関係
自然電力株式会社 代表取締役社長 磯野 謙 資本金2,591百万円	福岡県福岡市中 央区荒戸1-1-6 福岡大濠ビル3F	太陽光・風力・小水力 等の再生可能エネルギ ー発電所の発電事業 (IPP) 等	15,000	195,000,000 (13,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)

新株予約権①

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と発行者との関係
西辻 一真	東京都中央区	会社役員	600	6,000,000 (10,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名) (当社代表取締役)
浪越 隆雅	千葉県市川市	会社役員	450	4,500,000 (10,000)	特別利害関係者等 (当社専務取締役)
石原 北斗	茨城県 つくば市	会社役員	300	3,000,000 (10,000)	特別利害関係者等 (当社取締役)

(注) 1. 新株予約権の目的である株式の総数が1,000株以下である従業員(特別利害関係者等を除く)4名、割当株式の総数600株に関する記載は省略しております。

2. 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては記載しておりません。

新株予約権②

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と発行者との関係
株式会社ツムラ 代表取締役社長CEO 加藤 照和	東京都港区赤坂 二丁目17番11号	医薬品（漢方製剤、生 薬製剤他）の製造販売	300	3,000,000 (10,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
株式会社ツムラ (注) 2	東京都港区赤坂二丁目17番11号	30,300 (300)	10.68 (0.11)
中村 哲也 (注) 2	東京都文京区	30,000	10.57
西辻 一真 (注) 1、2	東京都中央区	19,500 (3,600)	6.87 (1.27)
株式会社マイナビ (注) 2	東京都千代田区一ツ橋一丁目1番1号	19,500	6.87
自然電力株式会社 (注) 2、5	福岡県福岡市中央区荒戸1-1-6 福岡大濠ビル3F	15,000	5.29
株式会社welzo (注) 2	福岡県福岡市博多区博多駅東1丁目14-3第2サンライト東口ビル	12,000	4.23
有限会社テクノサイエンス (注) 2	東京都中央区銀座1丁目7番10号 株式会社アルピオン内	11,700	4.12
谷 則男 (注) 2、4	京都府城陽市	10,000	3.52
DCMホールディングス株式会社 (注) 2	東京都品川区南大井6-22-7 大森ベルポートE館	10,000	3.52
株式会社ビショップ (注) 2	千葉県成田市花崎町793-1 ともえビル2F	10,000	3.52
SBテクノロジー株式会社 (注) 2	東京都新宿区新宿6丁目27番30号	10,000	3.52
カーコンビニ倶楽部株式会社 (注) 2	東京都港区港南2-11-19 大滝ビル	10,000	3.52
前田工織株式会社 (注) 2	福井県坂井市春江町沖布目第38号3番地	10,000	3.52
草野 直樹 (注) 2	東京都豊島区	10,000	3.52
東京センチュリー株式会社 (注) 2	東京都千代田区神田練堀町3番地 富士ソフトビル	10,000	3.52
その他36名	—	65,750 (10,350)	23.17 (3.65)
計	—	283,750 (14,250)	100.00 (5.02)

(注) 1. 特別利害関係者等（当社の代表取締役）

2. 特別利害関係者等（大株主上位10名）

3. 特別利害関係者等（当社の取締役）

4. 特別利害関係者等（当社の監査役）

5. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

6. () 内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

独立監査人の監査報告書

2023年 10月 13日

株式会社マイファーム
取締役会 御中

監査法人グラヴィタス

京都府京都市

指定社員

業務執行社員

公認会計士

木田 稔

指定社員

業務執行社員

公認会計士

飯田 一紀

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社マイファームの2021年9月1日から2022年8月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社マイファーム及び連結子会社の2022年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の事項

会社の2021年8月31日をもって終了した前連結会計年度の連結財務諸表は監査されていない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、連結財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の中間監査報告書

2023年 10月 13日

株式会社マイファーム
取締役会 御中

監査法人グラヴィタス

京都府京都市

指定社員

業務執行社員

公認会計士

木田 稔

指定社員

業務執行社員

公認会計士

飯田 一紀

中間監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社マイファームの2022年9月1日から2023年8月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2022年9月1日から2023年2月28日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社マイファーム及び連結子会社の2023年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（2022年9月1日から2023年2月28日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体としての中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の中間監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で中間監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上